

目 次

I 教職課程

免許取得までの流れ&2016年度行事予定

1.	教育職員免許状	6
(1)	教育職員免許状とは	6
(2)	教育職員免許状の種類	6
(3)	本学で取得できる免許状	7
2.	本学の教育職員免許状取得要件	9
3.	教職課程の履修科目	13
(1)	教職に関する科目	13
(2)	教科に関する科目	17
(3)	教科(養護)又は教職に関する科目	17
(4)	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	18
(5)	「教科に関する科目」の単位修得・計算方法について	19
(6)	履修相談について	20
4.	開講科目一覧	21
(1)	教職に関する科目	21
(2)	教科に関する科目	※
(3)	教科(養護)又は教職に関する科目	※
(4)	教育職員免許法施行規則66条の6に定める科目	24
5.	教職課程履修の全般について	25
(1)	教職課程を履修するには	25
(2)	履修登録上の主な注意点	25
(3)	超過履修登録について	26
(4)	編入学生, 本学入学前に他大学(短期大学含む)に在学していた学生へ	26
(5)	国際教養学部の学生へ	26
(6)	卒業までに免許取得できなかった場合(卒業後の免許取得方法)	27
(7)	ガイダンスの「欠席」について	27
(8)	課程センターからのお知らせ	27
6.	介護等体験	28
(1)	介護等体験とは	28
(2)	介護等体験に参加することへの責任と心構え	28
(3)	介護等体験の流れ(標準年次)	29
(4)	2016年度介護等体験実施者の手続	29
(5)	2017年度介護等体験実施予定者の手続	30
7.	教育(養護)実習	31
(1)	教育(養護)実習とは	31
(2)	教育(養護)の概要	31
(3)	教育実習に参加することへの責任と心構え	32
(4)	教育(養護)実習の流れ	33
(5)	教育(養護)実習参加資格	34
(6)	2016年度教育(養護)実習実施者の手続(標準年次:4年次)	35
(7)	2017年度教育(養護)実習実施者の手続(標準年次:2~新3年次)	37
(8)	2018年度教育(養護)実習実施予定者の手続(標準年次:2年次)	38
8.	教職実践演習(1種免許)	39
(1)	教職実践演習とは	39
(2)	「教職実践演習」の履修について	39
(3)	「履修カルテ」について	39
9.	留学・休学と教職課程履修	41
(1)	留学・休学する場合の前提事項	41
(2)	「留学・休学者個人票」による指導	41
(3)	教職課程への単位認定	41
10.	教育職員免許状申請(1種免許・専修免許)	42
(1)	一括申請	42
(2)	個人申請	43
11.	教員就職	44
(1)	教員就職支援	44
(2)	教員採用試験	44
12.	教員免許状に関する証明書の発行	45
13.	学部卒業後の教員免許状取得方法(科目等履修生制度)	46
(1)	本学で免許取得する場合	46
(2)	他大学で免許取得する場合	46
14.	教職課程Q&A	47
(1)	教職課程の履修について	47
(2)	教職課程に関するカリキュラム・履修登録について	47
(3)	教育(養護)実習について	47
(4)	介護等体験について	48
(5)	留学・休学する場合の対応について	49
(6)	免許状の申請について	49
(7)	教員就職・教職に係る証明書について	49
(8)	卒業生・大学院生の教員免許取得について	49
(9)	編入生について	50
15.	文例・様式集	51
(1)	教職課程履修相談票(本人記入)	51
(2)	留学・休学者個人票	55
(3)	教育(養護)実習期間の授業の欠席願い書(文例)	56
(4)	介護等体験期間の授業の欠席願い書(文例)	57
(5)	ガイダンスの欠席届(文例)	58
(6)	委任状(文例)	59

II 学芸員課程

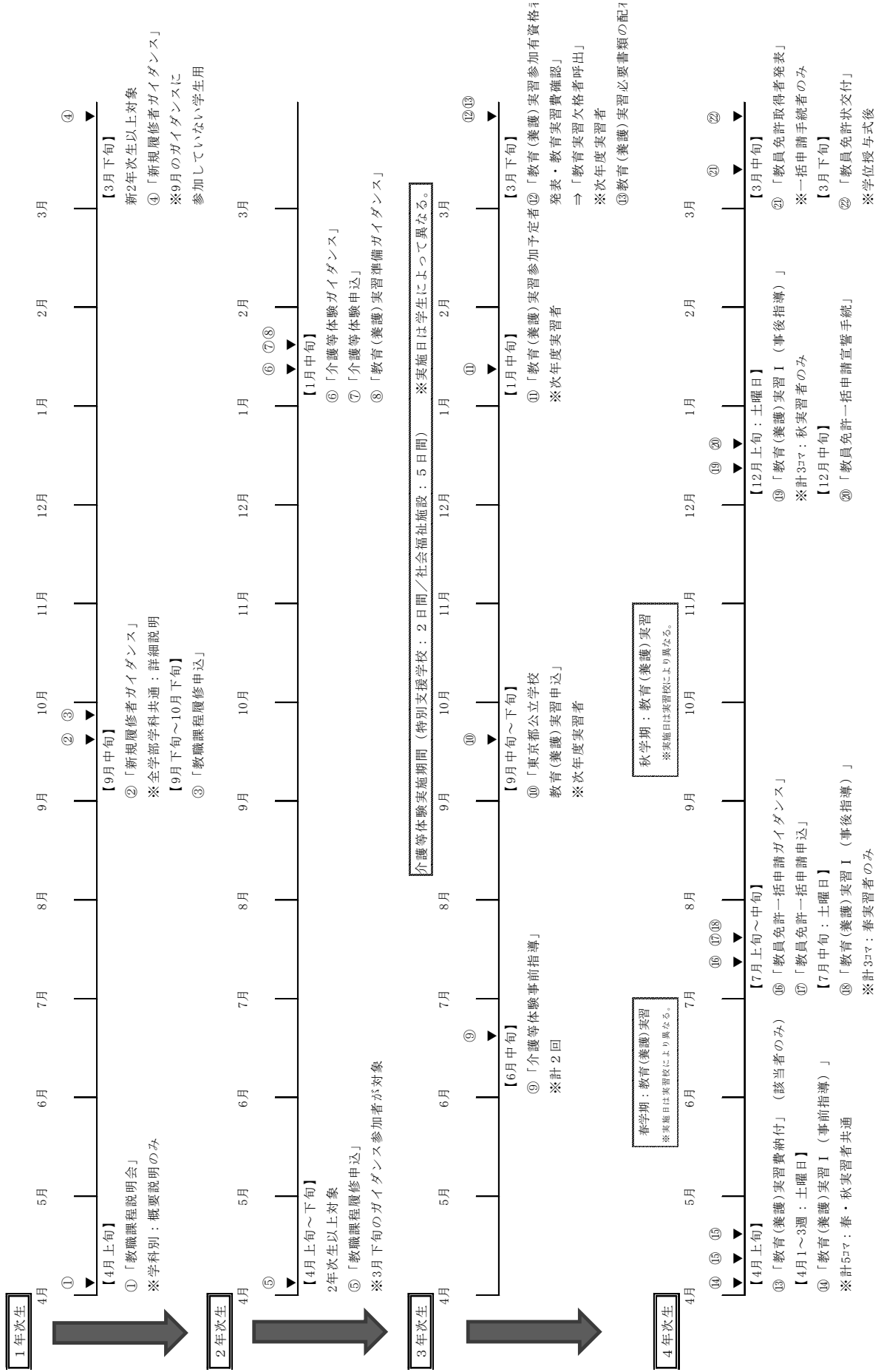
1.	学芸員について	62
2.	学芸員課程の履修方法	62
3.	学芸員課程の手続	63
4.	学芸員課程を履修するために必要な費用	63
5.	単位修得証明書	64
6.	開講科目一覧(必修・選択科目)	65
2016年度	課程相談員	67

I	教 職 課 程
---	---------

教育職員免許状取得までの流れ（標準年次）

【注意事項】

1. 標準年次で進んだ場合の流れを記載しているので、教職課程履修開始が遅かったり、留学・休学etc.があるなど、以下の流れのとおりには進まないのに注意が必要。
2. 「介護等体験」は、東京都教育委員会、社会福祉協議会が実施日が実施日を学生ごとに決めるため、学生の実施希望日は考慮できない。また、「教育(養護)実習」は実習校が指定する日程で実施すること。



2016年度 教職課程行事予定 ※一部2015年度を含む。

※年次は2016年4月1日現在の標準対象年次を示す。

【1年次生】

No	年	月	日	曜日	時間	行事名	参照ページ
①	2016	4	6	水	15:30～17:00	教職課程「説明会」(理工学部生のみ) ※概要説明のみ	p.25
①	2016	4	7	木	13:00～14:00	教職課程「説明会」(看護学科生のみ) ※概要説明のみ	p.25
①	2016	4	7	木	16:00～17:30	教職課程「説明会」(看護学科・理工学部生以外) ※概要説明のみ	p.25
②	2016	9	27	火	15:00～16:30	教職課程1年次生・新規履修者「ガイダンス」 ※詳細説明	p.25
③	2016	9	28～10/14	水～金	-	教職課程新規履修者履修申込(1年次生)	p.25

【2年次生】

No	年	月	日	曜日	時間	行事名	参照ページ
④	2016	3	28	月	16:00～17:30	教職課程在校生新規履修者ガイダンス 注1 ※2015年度行事	p.25
⑤	2016	4	11～22	月～金	-	教職課程履修申込(2年次生～)	p.25
⑥	2017	1	12	木	18:45～20:15	介護等体験ガイダンス(2017年度実施)	p.30
⑦	2017	1	13～20	金～金	-	介護等体験申込(2017年度実施)	p.30
⑧	2017	1	16	月	18:45～20:15	教育(養護)実習準備ガイダンス(2018年度実施)	p.38

【3年次生】

No	年	月	日	曜日	時間	行事名	参照ページ
⑨	2016	6	13	月	18:45～20:15	第1回介護等体験事前指導 注2	p.29
⑨	2016	6	20	月	18:45～20:15	第2回介護等体験事前指導 注3	p.29
⑩	2016	9	12～16	月～金	-	東京都立学校教育(養護)実習申込(2017年度実施)	p.38
⑪	2017	1	11	水	10:00～	教育(養護)実習参加予定者掲示(2017年度実施) ※Loyolaにて	p.38
⑫	2017	3	23	木	10:00～	教育(養護)実習参加有資格者発表・教育実習費確認(Loyola掲示)・欠格者呼出(2017年度実施)	p.38
⑬	2017	3	23～4/3	木～月	-	教育(養護)実習必要書類の配布	

【4年次生】

No	年	月	日	曜日	時間	行事名	参照ページ
⑭	2016	4	4～11	月～月	-	教育(養護)実習費等納入(保険料全員、実習費該当者のみ)	p.35
⑮	2016	4	9・16・23	土	注4	教育(養護)実習Ⅰ(第1～5回教育(養護)実習事前指導)	p.36
⑯	2016	7	4	月	18:45～20:15	教員免許状一括申請ガイダンス	p.42
⑰	2016	7	5～15	火～金	-	教員免許状一括申請申込	p.42
⑱	2016	7	16	土	注4	教育(養護)実習Ⅰ(第1～3回教育(養護)実習事後指導・春学期実習実施者)	p.36
⑲	2016	12	10	土	注4	教育(養護)実習Ⅰ(第1～3回教育(養護)実習事後指導・秋学期実習実施者)	p.36
⑳	2016	12	12	月	17:00～	教員免許状一括申請宣誓手続	p.42
㉑	2017	3	中旬(卒業者発表日)		10:00～	一括申請者教員免許取得者発表(Loyola掲示)	p.42
㉒	2017	3	27	月	12:30～17:00	教員免許状交付	p.42

注1：教職課程在校生新規履修者ガイダンス：新2年次生以上の在校生で教職課程新規履修希望者対象

注2：介護等体験事前指導の第1回と第2回は別内容のため、両方とも出席すること。

注3：「教育(養護)実習Ⅰ」は授業のため、すべて出席すること。実習教科によって授業日時が異なるので、参照ページおよびLoyola課程センター掲示板で確認すること。

1. 教育職員免許状

(1) 教育職員免許状とは

教育職員免許法により、学校教育法における教員（大学・高専を除く）は、教育職員免許状を取得した者でなくてはならないと定められている。免許状の授与を受けるための教員養成は大学等で行われており、免許状を取得する最も一般的な方法である。このように取得した免許状を「普通免許状」という。普通免許状以外にも、特定の教育委員会で有効な「特別免許状」、「臨時免許状」という形態の免許状がある。

①関係組織

国	教員免許授与に関する法令を制定し、文部科学大臣が各大学から申請された課程を審査・認定する。
大学	上記法令に従い、教員養成の課程を設置・運用する。
各都道府県教育委員会	教員免許の申請に従い、教員免許状を授与（発行）する。公立学校の教員採用についても、各都道府県・政令指定都市の教育委員会が行う。

②法令

教員免許制度を定める法律は、「教育職員免許法」、「教育職員免許法施行規則」がある。通常は、教育職員免許法第5条第1項「別表第1」に従い、大学に設置された科目を履修することになる。ただし、教員としての実務経験がある場合や既に他の学校種や教科の免許状を持っている場合には、修得単位が少なく済むケースなどもあり、その判断には専門的な知識が必要となることから、自分で情報収集を行った上で教育委員会に相談するなど、十分に理解した上で免許状取得を目指すことが必要になる。

③免許状の効力

普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県において効力を有する。（※教員免許更新の必要性）

(2) 教育職員免許状の種類

本学で取得できる免許状の種類は、所属学部・学科、所属研究科・専攻ごとに定められている。教員免許状には、以下の免許種・学校種・教科がある。

①免許種

種類	内容	取得できる学生
2種免許状	法令で定められた教職科目（37単位）を修得し、短期大学を卒業（短期大学士の学位を取得）することで得られる免許状。 ※ここで記載の単位数は法定単位数。	短期大学の学生
1種免許状	法令で定められた教職科目（59単位）を修得し、学部を卒業（学士の学位を取得）することで得られる免許状。 ※ここで記載の単位数は法定単位数。	四年制大学の学部生
専修免許状	1種免許状取得に必要な要件に加え、大学院で専門的な教職科目24単位を修得し、大学院博士前期課程を修了（修士の学位を取得）することで得られる免許状。 ※ここで記載の単位数は法定単位数。	大学院生

②学校種 ※本学では、幼稚園、小学校、特別支援学校の免許状は取得できない。

学校種 (本学で取得できる教員免許状)	中学校教諭免許状（1種，専修） 高等学校教諭免許状（1種，専修）
------------------------	-------------------------------------

③教科

中高免許には教科の別もあり，所属学部・学科，所属研究科・専攻・コースの専門性・特性により，取得できる教科が定められている。

教科の種類 (本学で取得できる教員免許状)	国語，社会，地理歴史，公民，英語，ドイツ語，フランス語，イスパニア語，ロシア語，ポルトガル語，数学，理科，情報，商業，工業，福祉，養護
--------------------------	---

(3) 本学で取得できる免許状

①学部 ※科目等履修生（教職課程履修コース）が履修可能。

学部	学科	取得できる免許状の種類	
		中学校教諭1種	高等学校1種
神学部	神学科	宗教，社会（注1）	宗教，公民（注1）
文学部	哲学科	社会	公民
	史学科	社会	地理歴史，公民
	国文学科	国語	国語
	英文学科	英語	英語
	ドイツ文学科	ドイツ語	ドイツ語
	フランス文学科	フランス語	フランス語
	新聞学科	—	公民
総合人間科学部	教育学科	社会	地理歴史，公民
	心理学科	—	公民
	社会学科	—	公民
	社会福祉学科	—	公民，福祉
	看護学科	養護教諭（注2）	
経済学部	経済学科	—	公民，商業
	経営学科	—	商業
外国語学部	英語学科	英語	英語
	ドイツ語学科	ドイツ語	ドイツ語
	フランス語学科	フランス語	フランス語
	イスパニア語学科	—	イスパニア語学科
	ロシア語学科	—	ロシア語学科
	ポルトガル語学科	—	ポルトガル語学科
総合グローバル学部	総合グローバル学科	社会	公民
国際教養学部	国際教養学科	英語	英語
理工学部	物質生命理工学科	理科	理科
	機能創造理工学科	数学，理科	数学，理科，工業
	情報理工学科	数学	数学，情報

注1. 神学科の「社会」・「公民」は2009年次生から適用される。

注2. 「養護教諭1種」には中学・高校の学校種の区別はない。幼稚園，小学校，特別支援学校でも使用可能。

②大学院 ※科目等履修生（教職課程履修コース）であっても履修できない。

研究科	専攻	取得できる免許状の種類	
		中学校教諭専修	高等学校専修
神学研究科	神学専攻	宗教, 社会（注1）	宗教, 公民（注1）
哲学研究科（注2）	哲学専攻（注2）	社会（注2）	公民（注2）
文学研究科	哲学専攻（注3）	社会（注3）	公民（注3）
	史学専攻	社会	地理歴史
	国文学専攻	国語	国語
	英米文学専攻	英語	英語
	ドイツ文学専攻	ドイツ語	ドイツ語
	フランス文学専攻	フランス語	フランス語
	新聞学専攻	社会（注4）	公民
総合人間科学研究科	教育学専攻	社会	地理歴史, 公民
	心理学専攻	—	公民
	社会学専攻	社会（注4）	公民
	社会福祉学専攻	—	福祉
法学研究科	法律学専攻	社会（注4）	公民（注4）
経済学研究科	経済学専攻	社会（注4）	公民, 商業
	経営学専攻	社会（注4）	公民（注4）, 商業
言語科学研究科（注5）	言語学専攻（言語障害研究コース, 言語聴覚研究コース除く）（注6）	英語	英語
		ドイツ語	ドイツ語
		フランス語	フランス語
		イスパニア語学科	イスパニア語学科
		ロシア語学科	ロシア語学科
		ポルトガル語学科	ポルトガル語学科
グローバル・スタディーズ研究科	国際関係論専攻	社会	公民
理工学研究科	理工学専攻（注6）	数学, 理科	数学, 理科, 工業, 情報

注1. 神学専攻の「社会」・「公民」は2009年次生から適用される。

注2. 哲学研究科哲学専攻は2016年度より文学研究科哲学専攻に改組したため、在学生の修了をもって廃止となる。

注3. 文学研究科哲学専攻の「社会」・「公民」は2016年度より開設したため、2016年次生から適用される。

注4. 2016年度入学生から取得できない。

注5. 2016年度より外国語学研究科言語学専攻から言語科学研究科言語学専攻に名称変更。

注6. 1種免許状を取得済あるいは1種免許状取得要件を満たしている教科のみ取得可能。必ずしも全教科取得できるわけではない。

注7. 上記一覧に記載のない研究科, 専攻は教職課程の認定を受けていないため, 専修免許状の取得はできない。

2. 本学の教育職員免許状取得要件（1種免許状／専修免許状）

本学の学部では「1種免許状」、大学院では「専修免許状」の取得が可能である。教員免許を取得するためには、以下の（1）基礎資格および（2）教育職員免許法で定められている所定科目の必要単位を修得する必要がある。

（1）基礎資格

- ◆1種免許状・・・学士の学位を有すること
- ◆専修免許状・・・修士の学位を有すること

（2）1種免許状：単位修得要件

※教育職員免許法第5条第1項「別表第1」関係

①教職に関する科目

②教科（養護）に関する科目

③教科（養護）又は教職に関する科目

※科目として開設しているのは、教育学科・心理学科のみ。

④教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

下表は、免許法上の最低修得単位数ではなく、本学カリキュラム上の最低修得単位数を記載している。本学の履修指導は、原則として、以下の要件に基づいて行われる。教員としての実務経験がある、既に他の学校種や教科の免許状を所持している場合等は、本学の履修指導ではなく、各都道府県教育委員会の指導を必ず受けること。

1) 「中学校1種免許のみ」あるいは「高等学校1種免許のみ」取得する場合

学部	学科	免許教科	学校種	必要単位数						介護等 体験 必要：○ 不要：× 注5	
				教職関係科目			④教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 注4				
				① 教職に 関する 科目 注1	② 教科に 関する 科目 注2	③ 教科又は教 職に関する 科目 注3	日本国 憲法	体育	外国語 コミュニケー ション		情報機器 の操作
神	神	宗教	中学校教諭1種	33	20+8	0	2	2	2	2	○
			高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
		社会 公民	中学校教諭1種	35	20+8	0					○
			高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
文	哲	社会 公民	中学校教諭1種	35	20+8	0	2	2	2	2	○
			高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
	史	社会 地理歴史 公民	中学校教諭1種	35	20+8	0	2	2	2	2	○
			高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
			高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
	国文	国語	中学校教諭1種	33	20+8	0	2	2	2	2	○
			高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
	英文	英語	中学校教諭1種	35	20+8	0	2	2	2	2	○
			高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
	ドイツ文	ドイツ語	中学校教諭1種	33	20+8	0	2	2	2	2	○
			高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
	フランス文	フランス語	中学校教諭1種	33	20+8	0	2	2	2	2	○
高等学校教諭1種			27	20+14	0	×					
新聞	公民	高等学校教諭1種	27	20+14	0	2	2	2	2	×	
		社会	中学校教諭1種	35	20(28)	8(0)	2	2	2	2	○
教育 注6	地理歴史 公民	高等学校教諭1種	27	20(34)	14(0)	×					
		高等学校教諭1種	27	20(34)	14(0)	×					
心理 注6	公民	高等学校教諭1種	27	20(34)	14(0)	2					2
		社会	公民	高等学校教諭1種	27	20+14	0	2	2	2	2

学部	学科	免許教科	学校種	必要単位数							介護等 体験 必要：○ 不要：× 注5
				教職関係科目			④教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 注4				
				① 教職に 関する 科目 注1	② 教科に 関する 科目 注2	③ 教科又は教 職に関する 科目 注3	日本国 憲法	体育	外国語 コミュニケー ション	情報機器 の操作	
総合人間科	社会福祉	公民	高等学校教諭1種	27	20+14	0	2	2	2	2	×
		福祉	高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
	看護	養護教諭1種 注7	27	28+8	0	2	2	2	2	×	
経済	経済	公民	高等学校教諭1種	27	20+14	0	2	2	2	2	×
		商業	高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
	経営	商業	高等学校教諭1種	27	20+14	0	2	2	2	2	×
外国語	英語	英語	中学校教諭1種	35	20+8	0	2	2	2	2	○
			高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
	ドイツ語	ドイツ語	中学校教諭1種	33	20+8	0	2	2	2	2	○
			高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
	フランス語	フランス語	中学校教諭1種	33	20+8	0	2	2	2	2	○
			高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
	イスパニア語	イスパニア語	高等学校教諭1種	27	20+14	0	2	2	2	2	×
	ロシア語	ロシア語	高等学校教諭1種	27	20+14	0	2	2	2	2	×
ポルトガル語	ポルトガル語	高等学校教諭1種	27	20+14	0	2	2	2	2	×	
総合グローバル	総合グローバル	社会	中学校教諭1種	35	20+8	0	2	2	2	2	○
		公民	高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
国際教養	国際教養	英語	中学校教諭1種	35	20+8	0	2	2	2	2	○
			高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
理工	物質生命理工	理科	中学校教諭1種	35	20+8	0	2	2	2	2	○
			高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
	機能創造理工	数学	中学校教諭1種	35	20+8	0	2	2	2	2	○
			高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
		理科	中学校教諭1種	35	20+8	0	2	2	2	2	○
			高等学校教諭1種	27	20+14	0					×
	工業	高等学校教諭1種	27	20+14	0	2	2	2	2	×	
		情報理工	数学	中学校教諭1種	35	20+8	0	2	2	2	2
高等学校教諭1種	27			20+14	0	×					
情報	高等学校教諭1種		27	20+14	0	2	2	2	2	×	

- 注1. 中学1種「教職に関する科目」の必要単位数が免許教科によって異なるのは、「教科教育法」必要単位数が異なるため。
- 注2. 「教科又は教職に関する科目」を開設していない学科は、同科目の必要単位数を「教科に関する科目」から追加で修得。
- 注3. 本学で「教科又は教職に関する科目」を開設しているのは教育学科（社会・地理歴史・公民）、心理学科（公民）のみ。
- 注4. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目は、学校種ごとに単位修得する必要はない。
- 注5. 「介護等体験」は、中学1種免許取得に際し必須となる（授業科目ではない）。詳細は p.28～の「介護等体験」を参照のこと。
- 注6. 教育学科、心理学科は自学科で取得できる免許の単位修得について、以下の選択肢がある。（上表の網掛部分参照）
- ① 「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」それぞれから必要単位修得する場合・・・カッコ外
 - ② 「教科又は教職に関する科目」の必要単位数を全て「教科に関する科目」から追加で単位修得する場合・・・カッコ内＝「教科又は教職に関する科目」を開設していない学科と同じ。
 - ③ 「教科に関する科目」を20単位以上修得する前提で、「教科に関する科目」＋「教科又は教職に関する科目」の合計が、最低中免：28単位、高免：34単位となるよう、「教科に関する科目」と「教科又は教職に関する科目」の修得単位を調整可能。
ex. 「中免」・・・「教科に関する科目」：26単位、「教科又は教職に関する科目」：2単位
「高免」・・・「教科に関する科目」：24単位、「教科又は教職に関する科目」：10単位
- 注7. 養護教諭1種免許状は「学校種」がないため、本学で免許取得できない小学校や特別支援学校に就職することも可能。また、「養護に関する科目」の必要単位数が他教科免許と異なるのは、教育職員免許法で定められている必要単位数が異なるため。

2) 中学校・高等学校「両方」の1種免許を取得する場合（※「教職に関する科目」の記載は省略）

「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」（教育学科，心理学科のみ開設）の必要単位数が，1)「中学校1種免許のみ」あるいは「高等学校1種免許のみ」取得する場合と異なるので注意が必要。養護教諭免許取得については，中高の区別がないため，免許取得にパターンは存在しない。必要単位数は，(2)1種免許状：単位修得要件1)の一覧表を参照のこと。

教職関係科目			教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目				介護等 体験 必要：○ 不要：×
教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	日本国 憲法	体育	外国語 コミュニケー ション	情報機器 の操作	
各学科・免許教科とも前記1)の「中学」免許取得に必要な単位数：33～35単位	①「教育学科」以外の学生が中高両方の1種免許を取得する場合 (ex)「史学科」生が中学社会・高校地歴・高校公民の1種免許を取得		2	2	2	2	○
	②「教育学科」生が中学社会・高校地歴・高校公民の1種免許を取得する場合						
	③上記①，②以外の場合						

①「教育学科」以外の学生が中高両方の1種免許を取得する場合 ⇒ 単位修得方法に選択肢なし

(ex)「史学科」生が中学社会・高校地歴・高校公民の1種免許を取得

教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	備考
最低：30単位	開設なし	史学科の中学社会・高校地歴・高校公民の「教科に関する科目」から， <u>免許教科ごとに最低：30単位修得</u> 。他学科・他教科の場合も同様。 (ex)「史学科」は「教科又は教職に関する科目」の開設なし

②「教育学科」生が中学社会・高校地歴・高校公民の1種免許を取得する場合 ⇒ 単位修得方法に選択肢あり

	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	備考
パターン1	最低：20単位	10単位	「教科に関する科目」は20単位以上修得し，「教科又は教職に関する科目」と合わせて30単位を修得すること。
パターン2	最低：30単位	0単位	

(注)「教科に関する科目」が20単位に満たないで，合計30単位を修得しても要件を満たすことはできない。

(例)「教科に関する科目」18単位，「教科又は教職に関する科目」12単位を修得して計：30単位となっても不可。

③上記①，②以外の場合

⇒ 「履修要覧 [課程編]」に【別紙】を挟み込んでいるので，そちらを確認すること。

【参考】上記①～③をまとめると下表のとおり。

学科	免許教科 学校種	教職に 関する科目	教科に 関する科目	教科又は教職 に関する科目	補足説明	上記該当 NO
教育・心理学科 以外の全学科	中高両方	33～35	30 (20+14-4)	0	「道德教育の理論と実践」(2単位)、「教育実習Ⅲ」(2単位)の「計4単位」を高校免許に使用可能。	①
教育学科	中学社会	35	20～28	8～0	2. 教育職員免許状取得要件 1)注6より、単位修得方法に選択肢あり。	
	高校 地理歴史	27	20～34	14～0		
	高校公民	27	20～34	14～0		
	上記内で 中高両方	35	20～30	10～0	①2. 教育職員免許状取得要件 1)注6より、単位修得方法に選択肢あり。 ②「道德教育の理論と実践」(2単位)、「教育実習Ⅲ」(2単位)の「計4単位」を高校免許に使用可能。 ③「教科に関する科目」+「教科又は教職に関する科目」で最低30単位必要。	
上記①、②以外の場合は【別紙】参照。						③
看護学科	養護教諭 1種	27 (21+6)	36 (28+8)	0	「教職に関する科目」余剰6単位+「養護に関する科目」余剰単位8単位を使用可能。	

(3) 専修免許状：単位修得要件

専修免許状で取得できるのは、1種免許状と同一学校種・同一教科のみとなる。

1) 1種免許状を取得している場合

免許教科ごとに決められている、大学院博士前期課程の「教科に関する科目」から24単位以上修得し、博士前期課程を修了すること。なお、博士前期課程を修了しなくても、1年以上在籍し教科に関する科目を30単位以上修得すれば、個人申請によって専修免許状を取得することができる。(下表②参照)

2) 1種免許状を取得していない場合

科目等履修生(教職課程履修コース)として大学院生とは別に学籍を持って1種免許状取得に必要な単位を修得しつつ、大学院博士前期課程の「教科に関する科目」から24単位以上修得すれば専修免許状を取得することができる(大学院生として学部開講科目を履修しても1種免許状取得に必要な単位としては認められない)。

科目等履修生の出願時期は春学期：3月中旬～下旬，秋学期：9月上旬～中旬である。科目等履修生の詳細については、p.46からの「13. 学部卒業後の教員免許状取得方法(科目等履修生制度)」を参照のこと。

上記1)，2)より

NO	基礎資格	1種免許状 取得	「科目等履修生」になる必要性 ^{注1}	「教科に関する科目」 最低修得単位数 ^{注2}	根拠法令
①	修士の学位	あり	なし	24	第5条第1項「別表第1」
		なし	あり→要：1種免許状取得	24	
②	研究科に1年以上在籍し、 「教科に関する科目」から30単位以上	あり	なし	30	第5条第1項「別表第1」 備考第2号 ^{注3}
		なし	あり→要：1種免許状取得	30	

注1. 本学の科目等履修生制度で1種免許状を取得する場合は、「科目等履修生(教職課程履修コース)」のみとなる。

注2. 教育学専攻は「教科に関する科目」ではなく、「教職に関する科目」を開講している。

注3. 修士論文未提出などにより修士の学位を取得できない場合で、上表②に該当する者は、教員免許を個人申請可能。

3) その他特に注意すべき事項 ⇒ 以下に該当する場合は、各都道府県教育委員会の指導を必ず受けること。

① 1種免許状の取得根拠が免許法「第6条別表4」の場合

② 既に1種免許状を有し、中学・高校等の教員として3年以上実務経験がある場合

3. 教職課程の履修科目

(1) 「教職に関する科目」(1種免許)

- ①同一科目名の重複履修は認められない(担当教員が異なっても不可)。
 ②「教職に関する科目」は「課程センター開講科目」であるため、卒業要件に含まれるか否かは各学科によって異なる(教科教育法の一部は学科開講科目)。所属学科の履修要覧で確認すること。なお、「教育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲおよび養護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は全学科において卒業要件に含まれない。
 ③科目等履修生は、学部正規生から科目等履修生に学籍が継続している場合に限り、学部入学年次が基準となる。前述以外の場合は必ず課程センターに確認すること。
 ④授業科目はp.21～の「開講科目一覧(1) 教職に関する科目」を参照のこと。

【中高教諭】

		教育職員免許法施行規則に定められた科目		単位数	
第一欄	教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	本学での開講科目名	中学1種	高校1種
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教職概論	2	
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理Ⅰ	2	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育心理学	2	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	学校教育社会学 注2	2	
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	2	
		特別活動の指導法	特別活動論	2	
		各教科の指導法	**教科教育法	6or8 注1	4
		道徳の指導法	道徳教育の理論と実践 注3	2	
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法学 注4	2	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒の指導の理論及び方法	生徒指導と進路指導 注5	2	
進路指導の理論及び方法					
第五欄	教育実習	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談 注6	2	
			教育実習Ⅰ(事前事後指導)	1	
			教育実習Ⅱ	2	
第六欄	教職実践演習		教育実習Ⅲ	2	
			教職実践演習(中高教諭) 注7	2	
			合計	33~35 注1	27

注1. 各教科の指導法(**教科教育法)は免許教科によって異なるので注意が必要。これにより、合計単位数も異なる。

注2. 旧「教育原理Ⅱ」,「比較教育社会学」と同一科目(重複履修不可)。

注3. 旧「道徳教育の研究」と同一科目(重複履修不可)。

注4. 旧「教育方法」と同一科目(重複履修不可)。

注5. 旧「学校カウンセリングⅡ(生徒指導と進路指導)」と同一科目(重複履修不可)。2015年度より、看護学科生のみが履修できる「生徒指導」が新設されたが、養護教諭免許取得者向けの科目であるため、中高教諭免許取得の必要単位には含めることはできない。

注6. 旧「学校カウンセリングⅠ(教育相談)」と同一科目(重複履修不可)。

注7. 2009年次生以前の者で、2012年度まで開講していた「総合演習」を単位修得済の場合、当該科目の履修は不要。

【養護教諭】 ※総合人間科学部看護学科生のみ対象

養護教諭課程は特に計画的な履修が必要になる。春学期（1年次生：教職課程説明会，2年次生以上：在学生ガイダンス），秋学期（1年次生：教職課程新規履修者ガイダンス）に開催している教職課程の各ガイダンスに出席すること。各年次に履修してもらいたい「教職に関する科目」について説明している。

		教育職員免許法施行規則に定められた科目	本学での開講科目名	単位数
第一欄	教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項		
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教職概論	2
		教員の職務内容（研修，服務及び身分保障等を含む。）		
		進路選択に資する各種の機会の提供等		
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理Ⅰ	2
		幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理学	2
		教育に関する社会的，制度的又は経営的事項	学校教育社会学 注1	2
第四欄	教育課程に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	2
		道徳及び特別活動に関する内容	道徳教育の理論と実践 注2	2
			特別活動論	2
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法学	2
	生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒の指導の理論及び方法	生徒指導 注3	2
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談 注4	2	
第五欄	養護実習		養護実習Ⅰ（事前事後指導）	1
			養護実習Ⅱ	2
			養護実習Ⅲ1	2
第六欄	教職実践演習		教職実践演習（養護教諭） 注5	2
			合計	27

注1. 旧「教育原理Ⅱ」，「比較教育社会学」と同一科目（重複履修不可）。

注2. 旧「道徳教育の研究」と同一科目（重複履修不可）。

注3. 旧「学校カウンセリングⅡ（生徒指導と進路指導）」，旧「生徒指導と進路指導」と同一科目（重複履修不可）。なお，2014年次生以前の学生で，2014年度までに旧「学校カウンセリングⅡ（生徒指導と進路指導）」または旧「生徒指導と進路指導」を単位修得していない学生は，上表「生徒指導」を履修すること。中高教諭免許取得向けに開講している「生徒指導と進路指導」を2015年度以降に単位修得しても，養護教諭免許取得の必要単位には含めることはできない。

注4. 旧「学校カウンセリングⅠ（教育相談）」と同一科目（重複履修不可）。

注5. 教職実践演習（中高教諭）ではなく，こちらを履修すること。

【中高教諭】 「**教科教育法」(1種免許)

- ①取得する免許教科，所属学科に応じた教科教育法を履修すること。学校種，免許教科で必要単位数は異なる。
 ②2教科以上の免許状を取得するには，それぞれの教科教育法を修得する必要がある。()内の数字は単位数。
 ③養護教諭免許取得には教科教育法はない。

免許状 種類 免許状 教科	中学1種 [必要単位数 6単位または8単位]	高校1種 [必要単位数 4単位]
国語	下記の科目から3科目6単位修得 国語科教育法Ⅰ(2) 国語科教育法Ⅱ(2) 国語科教育法Ⅲ(2) 国語科教育法Ⅳ(2)	国語科教育法Ⅰ(2) 国語科教育法Ⅱ(2)
社会	社会科・地歴科教育法Ⅰ(2) 社会科・地歴科教育法Ⅱ(2) 社会科・公民科教育法Ⅰ(2) 社会科・公民科教育法Ⅱ(2)	
地理歴史		社会科・地歴科教育法Ⅰ(2) 社会科・地歴科教育法Ⅱ(2)
公民		社会科・公民科教育法Ⅰ(2) 社会科・公民科教育法Ⅱ(2)
福祉		福祉科教育法Ⅰ(2) 福祉科教育法Ⅱ(2)
数学	数学科教育法Ⅰ(2) 数学科教育法Ⅱ(2) 数学科教育法Ⅲ(2) 数学科教育法Ⅳ(2)	数学科教育法Ⅰ(2)(選択) 数学科教育法Ⅱ(2)(選択) 数学科教育法Ⅲ(2)(必修)
理科	理科教育法Ⅰ(2) 理科教育法Ⅱ(2) 理科教育法Ⅲ(2) 理科教育法Ⅳ(2)	理科教育法Ⅰ(2) 左記から2科目4単位必修 理科教育法Ⅱ(2) 理科教育法Ⅲ(2) 理科教育法Ⅳ(2)
情報		情報科教育法Ⅰ(2) 情報科教育法Ⅱ(2)
工業		工業科教育法Ⅰ(2) 工業科教育法Ⅱ(2)
商業		商業科教育法Ⅰ(2) 商業科教育法Ⅱ(2)
英語 注1	英文学科 【2015年次生以前】 英語科教育法Ⅰ(2) 英語科教育法Ⅱ(2) 英語科教育法Ⅲ(2) 英語科教育法Ⅳ(2)	英文学科 【2015年次生以前】 英語科教育法Ⅰ(2) 英語科教育法Ⅱ(2)
	注2 【2015年次生以降】 PRINCIPLES OF ENGLISH LANGUAGE TEACHING 1(2) PRINCIPLES OF ENGLISH LANGUAGE TEACHING 2(2) PRACTICE IN ENGLISH LANGUAGE TEACHING 1(2) PRACTICE IN ENGLISH LANGUAGE TEACHING 2(2)	注2 【2015年次生以降】 PRINCIPLES OF ENGLISH LANGUAGE TEACHING 1(2) PRINCIPLES OF ENGLISH LANGUAGE TEACHING 2(2)
	英文学科 【2014年次生以前】 ■英語科教育法A(2) は必修 ■METHODS IN TEACHING ENGLISH C(2)，英語科教育法D(2)のいずれか1科目 ■履修していない科目で次のいずれかを4単位修得 ・英語科教育法B(2) ・METHODS IN TEACHING ENGLISH C(2) ・英語科教育法D(2) ・METHODS IN TEACHING ENGLISH E(4)	英文学科 【2014年次生以前】 ■英語科教育法A(2) ■英語科教育法B(2) または ■METHODS IN TEACHING ENGLISH E(4)
	注4 【2015年次生以降】 下記の科目から8単位修得 英語科教育法A(2) 英語科教育法B(2) METHODS IN TEACHING ENGLISH C(2) METHODS IN TEACHING ENGLISH D(2) METHODS IN TEACHING ENGLISH E(4)	注4 【2015年次生以降】 下記の科目から4単位修得 英語科教育法A(2) 英語科教育法B(2) METHODS IN TEACHING ENGLISH C(2) METHODS IN TEACHING ENGLISH D(2) METHODS IN TEACHING ENGLISH E(4)

免許状 種類 免許状 教科	中学 1 種 [必要単位数 6 単位または 8 単位]		高校 1 種 [必要単位数 4 単位]	
	英語 注1	課程センター 注2・注3	英語科教育法Ⅰ(2) 英語科教育法Ⅱ(2) 英語科教育法Ⅲ(2) 英語科教育法Ⅳ(2)	課程センター 注3
ドイツ語	ドイツ文学科	下記の科目から3科目6単位修得 ドイツ語学研究Ⅱa(2) (ドイツ語科教育法Ⅰa) ドイツ語学研究Ⅱb(2) (ドイツ語科教育法Ⅰb) ドイツ語学研究Ⅱc(2) (ドイツ語科教育法Ⅱ) ドイツ語学研究Ⅱd(2)	ドイツ文学科	ドイツ語学研究Ⅱa(2) (ドイツ語科教育法Ⅰa) ドイツ語学研究Ⅱb(2) (ドイツ語科教育法Ⅰb)
ドイツ語 注4	ドイツ語学科	下記の科目から3科目6単位修得 ドイツ語科教育法A-1(2) ドイツ語科教育法A-2(2) ドイツ語科教育法B(2) ドイツ語科教育法C(2)	ドイツ語学科	ドイツ語科教育法A-1(2) ドイツ語科教育法A-2(2)
フランス語 注4		下記の科目から3科目6単位修得 フランス語科教育法A(2) フランス語科教育法B(2) フランス語科教育法C(2) フランス語科教育法D(2)		フランス語科教育法B(2) フランス語科教育法C(2)
イスパニア語 注4				イスパニア語科教育法A(2) イスパニア語科教育法B(2)
ロシア語 注4				ロシア語科教育法A(2) ロシア語科教育法B(2)
ポルトガル語 注4				ポルトガル語科教育法A(2) ポルトガル語科教育法B(2)
宗教		下記の科目から3科目6単位修得 宗教科教育法Ⅰ(2) 宗教科教育法Ⅱ(2) 宗教科教育法Ⅲ(2) 宗教科教育法Ⅳ(2)		下記の科目から2科目4単位修得 宗教科教育法Ⅰ(2) 宗教科教育法Ⅱ(2) 宗教科教育法Ⅳ(2)

- 注1. 英文学科，英語学科は自学科開講の「英語科教育法」履修すること。なお，2011年次生以降の英文学科生が自学科開講の「英語科教育法」を履修する際，ブレイスメント・テストの結果によって履修可能かどうか判定する。手続き等詳細は英文学科事務室に確認すること。また，英文学科，英語学科以外の学生は課程センター開講の「英語科教育法」を履修すること。
 ※2010年次生以前の学生で英文学科または英語学科開講の「英語科教育法」を一部修得した学生も，未修得の科目は課程センター開講の「英語科教育法」を履修すること。詳細は，課程センターに相談すること。
- 注2. 原則としてⅠ，ⅡをⅢ，Ⅳよりも先に修得すること。
- 注3. 2011年次生以降の学生が課程センター開講の「英語科教育法」を履修する際，ブレイスメント・テストの結果によって履修可能かどうか判定する。手続き等詳細は課程センターに確認すること。
- 注4. 2014年度より，外国語学部各学科で開講される教科教育法は科目名が変更となった。新旧開講科目は同内容であるため，新科目名で開講する科目を全て修得する必要はない。以下の対照表で確認すること。() は単位数。

学科名	旧科目名 (2013年度まで)	新科目名 (2014年度から)
英語学科	英語科教育法Ⅰ(2)	英語科教育法A(2)
	英語科教育法Ⅱ(2)	英語科教育法B(2)
	英語科教育法Ⅲ(2)	METHODS IN TEACHING ENGLISH C(2)
	英語科教育法Ⅳ(2)	英語科教育法D(2)※2015年度からMETHODS IN TEACHING ENGLISH D(2)
	英語科教育法(4)	METHODS IN TEACHING ENGLISH E(4)
ドイツ語学科	ドイツ語科教育法Ⅰ-1(2)	ドイツ語科教育法A-1(2)
	ドイツ語科教育法Ⅰ-2(2)	ドイツ語科教育法A-2(2)
	ドイツ語科教育法Ⅱ(2)	ドイツ語科教育法B(2)
フランス語学科	フランス語科教育法Ⅲ(2)	フランス語科教育法A(2)
	演習1(フランス語科教育法Ⅰ)(2)	フランス語科教育法B(2)
	演習2(フランス語科教育法Ⅱ)(2)	フランス語科教育法C(2)

学科名	旧科目名 (2013年度まで)	新科目名 (2014年度から)
イスパニア語学科	イスパニア語科教育法Ⅰ (2)	イスパニア語科教育法A (2)
	イスパニア語科教育法Ⅱ (2)	イスパニア語科教育法B (2)
ロシア語学科	ロシア語科教育法Ⅰ (2)	ロシア語科教育法A (2)
	ロシア語科教育法Ⅱ (2)	ロシア語科教育法B (2)
ポルトガル語学科	ポルトガル語科教育法Ⅰ (2)	ポルトガル語科教育法A (2)
	ポルトガル語科教育法Ⅱ (2)	ポルトガル語科教育法B (2)

(2) 「教科に関する科目」(1種免許/専修免許)

【1種免許】

- ①「教科に関する科目」は学科、免許教科、年度ごとに定められているため、所属学科の該当する教科に従って修得すること(所属学科以外の一覧表にある科目を修得しても認められない)。以下の本学HPに年度ごとにPDFで掲載しているので、各自プリントアウトして使用すること。

⇒⇒⇒ <http://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/teaching/kyoushoku>

- ②「教科に関する科目」は年度によって開講科目等が変更する場合がある。修得した科目が「教科に関する科目」として算入できるか、どの系列に算入されるかは、科目を修得した年度に対応する「教科に関する科目」の表で確認すること。なお、2015年度から多くの学科で科目配置を大幅に変更しているため、p.19～の『(5)「教科に関する科目」の単位修得・計算方法』を熟読の上、不明な点がある場合は、p.51～54の「履修相談票」を作成し課程センターに相談すること。
- ③重複履修の可否については所属学科の履修要覧に拠るので確認すること。
- ④養護免許取得に関しては、「教科に関する科目」を「養護に関する科目」と呼ぶ。

【専修免許】

- ①1種免許取得用の「教科に関する科目」と同様、上記URLに掲載している。
- ②同表に記載されていない科目を単位修得しても、専修免許取得に必要な単位に含めることはできない。
- ③学部で開講している科目、他大学、外国の大学で単位修得した科目は、専修免許取得に必要な単位に含めることはできない。
- ④重複履修の可否については各専攻の修了要件に準じる。
- ⑤大学院入学前科目履修制度によって単位修得した科目のうち、「教科に関する科目」の表に記載がある科目は、専修免許状取得の単位として使用することができる。

(3) 教科(養護)又は教職に関する科目(1種免許)

※2. 本学の教育職員免許状取得要件を参照のこと

- ①科目として開設しているのは、教育学科、心理学科のみである。本学HPにPDFで掲載。
- ②「教科に関する科目」の最低修得単位数:20単位を超えて修得した単位。
- ③「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位。
⇒中学免許取得のみに必要な「道徳教育の理論と実践」(2単位)、「教育実習Ⅲ」(2単位)を高校免許取得に使用可能。
- ④養護教諭免許取得については、教育職員免許法で定められている最低修得単位数である「養護に関する科目」28単位、「教職に関する科目」21単位を超えた余剰単位(本学では、「養護に関する科目」8単位、「教職に関する科目」6単位の計14単位が余剰単位)を「養護又は教職に関する科目」として使用している。

(4) 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

教育職員免許法 施行規則に定める科目	最低修得 単位数	本学での開講科目名	備考
日本国憲法	2	憲法（全学共通科目）	①年間複数コマ開講 ②法学部生は学科科目の「憲法（基本的人権）」（科目コード：330140）および「憲法（統治機構）」（科目コード：330160）必修
外国語 コミュニケーション	2	右記参照	卒業要件とされている語学科目を単位修得すること。卒業要件を満たせば、免許取得に必要な 2 単位は自動的に満たすことができる。卒業要件の単位数は各学科によって異なるので、必ず所属学科の履修要覧を確認すること。
体育	2	ウエルネスと身体	卒業要件科目
情報機器の操作	2	※下表参照	

※2016 年度「情報機器の操作」対象科目について

科目 コード	授業科目	開講期	担当者名	備考
629500	情報リテラシー 注1, 注2	春 (夏期集中)	川端 亮, *坂本 明子	課程センター開講 [80 名]
003310	情報リテラシー(一般)	春	久森 紀之	全学共通科目 ※抽選定員は履修要覧 [共通編] 参照のこと。
003310	情報リテラシー(一般)	春	林 等	
003310	情報リテラシー(一般)	春	山中 高夫	
003310	情報リテラシー(一般)	春	水谷 由宏	
003310	情報リテラシー(一般)	春	澁谷 智治	
003310	情報リテラシー(一般)	春	萬代 雅希	
003310	情報リテラシー(一般)	春	武藤 康彦	
003310	情報リテラシー(一般)	春	川端 亮	
003310	情報リテラシー(一般)	秋	水谷 由宏	
003310	情報リテラシー(一般)	秋	小川 将克	
003310	情報リテラシー(一般)	秋	藤井 麻美子	
003310	情報リテラシー(一般)	休講		
003310	情報リテラシー(一般)	休講		
003378	情報リテラシー(情報検索)	春	田村 恭久	
003378	情報リテラシー(情報検索)	秋	田村 恭久	
003330	情報リテラシー(統計処理)	春	加藤 剛	
003330	情報リテラシー(統計処理)	秋	野村 一郎	
003340	情報リテラシー (データの収集・分析・利用)	春	伊藤 潔	
003340	情報リテラシー (データの収集・分析・利用)	秋	川端 亮	
003350	情報リテラシー(一般・英語)	秋	ゴンサルベス タッド	
003350	情報リテラシー(一般・英語)	秋	荒井 隆行	
099403	情報リテラシー (情報学)	春	川端 亮	
099403	情報リテラシー (情報学)	春	宮本 裕一郎	

注 1. 教職課程履修申込者（2 年次以上）対象。履修方法は別途 Loyola 課程センター掲示板に掲示。

注 2. 「課程センター開講科目」のため、単位修得しても全学共通科目に区分変更できない。また、学科によっては、課程センター開講科目は卒業単位に含めることができないので、注意すること。

(5) 「教科に関する科目」の単位修得・計算方法について

1) 「教職に関する科目」, 「教育職員免許法施行規則 66 条の 6 に定める科目」との違い

<ul style="list-style-type: none"> ■ 「教職に関する科目」 ■ 「教育職員免許法施行規則 66 条の 6 に定める科目」 	<p>大多数が必修科目のため、単位修得（計算）方法・必要単位数を考える必要がほとんどない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「教科に関する科目」 	<p>①必要単位数が中学免許・高校免許のみ、中高両方免許取得で異なる。 ②科目の新設・廃止・休講などがどうしても発生する。 ⇒⇒⇒ 「教科に関する科目」表が毎年度ある理由。 ③必修科目だけでなく、選択科目が存在する。 ④「教科又は教職に関する科目」との関係性。 以上①～④より、「単位修得（計算）方法」の正しい理解が必要。</p>

2) 間違った単位修得（計算）方法

例 1. 2016 年次生が 2016 年度の「教科に関する科目」の表を卒業するまでずっと使い続ける・・・。

例 2. 2016 年次生が教員免許申請をする 2019 年度（4 年次）に 2019 年度の「教科に関する科目」の表だけを用いて過去 3 年間（1～3 年次）に修得した単位の計算をする・・・。

3) 正しい単位修得（計算）方法

①単位修得の前提事項

次の両者の「年度」を必ず一致させる。

「単位修得年度」と「教科に関する科目」表の年度

例. 2016 年度に修得した単位は、必ず 2016 年度「教科に関する科目」表でチェックする。≒2016 年度に履修する科目は必ず 2016 年度「教科に関する科目」表から選ぶ。

②単位計算の事前準備

「成績証明書」と「教科に関する科目」4 年分 ※この場合は、2016, 2017, 2018, 2019 年度の 4 年分。

③単位計算方法

(a) 成績証明書の単位修得年度と教科に関する科目の年度を一致させ、「教科に関する科目」表に蛍光ペンでチェックする。その際、各系列の左端に系列ごとの合計単位、必修・選択必修科目を修得しきっているかどうかを記載しておくといよい。

【計算方法のイメージ図】

例. 情報理工学科の 2016 年次生が 2019 年度末卒業時に、中高 1 種数学免許を取得する場合。

※下表各系列の右下の数字は修得単位数、グレーの網掛けは蛍光ペンチェックを意味している。

2016年度			2017年度			2018年度			2019年度		
A系列	必修 ●●●	●●●	A系列	必修 ●●●	●●●	A系列	必修 ●●●	●●●	A系列	必修 ●●●	●●●
2	必修 ●●●	●●●	2	必修 ●●●	●●●	0	必修 ●●●	●●●	0	必修 ●●●	●●●
B系列	必修 ●●●	●●●	B系列	必修 ●●●	●●●	B系列	必修 ●●●	●●●	B系列	必修 ●●●	●●●
0	選択 ●●●	●●●	2	選択 ●●●	●●●	2	選択 ●●●	●●●	2	選択 ●●●	●●●
C系列	必修 ●●●	●●●	C系列	必修 ●●●	●●●	C系列	必修 ●●●	●●●	C系列	必修 ●●●	●●●
2	選必 ●●●	●●●	0	選必 ●●●	●●●	4	選必 ●●●	●●●	0	選必 ●●●	●●●
D系列	必修 ●●●	●●●	D系列	必修 ●●●	●●●	D系列	必修 ●●●	●●●	D系列	必修 ●●●	●●●
0	選必 ●●●	●●●	4	選必 ●●●	●●●	0	選必 ●●●	●●●	0	選必 ●●●	●●●
E系列	選必 ●●●	●●●	E系列	選必 ●●●	●●●	E系列	選必 ●●●	●●●	E系列	選必 ●●●	●●●
0	選択 ●●●	●●●	2	選択 ●●●	●●●	4	選択 ●●●	●●●	4	選択 ●●●	●●●
	選択 ●●●	●●●		選択 ●●●	●●●		選択 ●●●	●●●		選択 ●●●	●●●
小計: 4単位			小計: 10単位			小計: 10単位			小計: 6単位		

(b) 系列ごとに足し算をしていく。

A 系列・・・2016 年度 + 2017 年度 + 2018 年度 + 2019 年度

以下、B～E 系列も同様に足していく。最後に 4 年間分の総修得単位数を算出する。

(c) 年度をまたいで系列の合計単位を算出する際、4 年間でその系列の必修・選必科目をきちんと単位修得しているかを確認。学科によっては、ある年度から必修科目が増えたり、逆に減ることがある。その場合、以下のとおり取り扱う。

☆増えた場合・・・必修科目が増える前のいずれかの年度の系列条件を満たせば OK。

☆減った場合・・・必修科目が減った後のいずれかの年度の系列条件を満たせば OK。

【計算結果のイメージ図】

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	合計	必修・選必：修得状況 (4年間)
A系列	2	2	0	0	4	○：全て修得済
B系列	0	2	2	2	6	○：全て修得済
C系列	2	0	4	0	6	○：全て修得済
D系列	0	4	0	0	4	○：全て修得済
E系列	0	2	4	4	10	○：全て修得済
合計	4	10	10	6	30	

(6) 履修相談について

大学生である以上、授業の履修（登録）、単位修得、免許取得のための単位計算は当然のごとく「自己責任」となるが、2015 年度から「教科に関する科目」を中心に、各学部学科とも大幅に変更を行ったところである（変更の詳細は当履修要覧に挟み込んである【別紙】参照）。

このため、以下 3 点を準備してきた学生については、課程センター窓口にて履修相談を受け付けている。この履修相談は、課程センターが学生のかわりに単位を計算することが目的ではなく、学生が自分で単位計算したものをベースに今後の履修科目を明確化することを主目的としている。なお、電話での履修相談は受け付けていないので注意すること。

『上記 (5) 「教科に関する科目」の単位修得・計算方法について』に基づき・・・

①「教職課程履修相談票」（本人記入） ⇒ 全て埋めていることが条件

②各年度の「教科に関する科目」 ⇒ 単位修得している科目に蛍光ペン等でチェックしてあることが条件

③これまで単位修得した科目が記載されている「成績証明書」又は「成績通知書」

を課程センター窓口を持参。

※履修相談票のフォームならびに記入例は「Loyola 課程センター掲示板」に PDF で掲載している。

※当履修要覧には、p.51～54「15. 文例・様式集」に履修相談票のサンプルを掲載している。

4. 開講科目一覧

(1) 教職に関する科目

科目コード	ナンバリング	授業科目	単位	開講期	担当名	年次	開講学部・学科	備考
620900	TEC100	教育原理Ⅰ	2	秋	湯川 嘉津美	1～3	課程	[150名]
620900	TEC100	教育原理Ⅰ	2	春	*鈴木 宏	2・3	課程	[150名]
620900	TEC100	教育原理Ⅰ	2	秋	*杉村 美佳	1～3	課程	[150名]
620920	TEC101	学校教育社会学	2	秋	酒井 朗	1～3	課程	[200名] 旧「教育原理Ⅱ」, 「比較教育社会学」と同一科目
620920	TEC101	学校教育社会学	2	春	杉村 美紀	2・3	課程	[200名] 旧「教育原理Ⅱ」, 「比較教育社会学」と同一科目
620920	TEC101	学校教育社会学	2	春	*谷田川 ルミ	1～3	課程	[200名] 旧「教育原理Ⅱ」, 「比較教育社会学」と同一科目
620970	TEC102	教職概論	2	春	*西澤 善明	1～3	課程	
620970	TEC102	教職概論	2	秋	*西澤 善明	2・3	課程	
620970	TEC102	教職概論	2	秋	*鳥越 政晴	1～3	課程	
629253	TEC200	教育方法学	2	春	*芝崎 順司	2・3	課程	[80名] 旧「教育方法」と同一科目
629253	TEC200	教育方法学	2	春	奈須 正裕	2・3	課程	旧「教育方法」と同一科目
629253	TEC200	教育方法学	2	秋	奈須 正裕	1～3	課程	旧「教育方法」と同一科目
620981	TEC201	教育課程論	2	春	澤田 稔	2・3	課程	旧「教育課程の研究」と同一科目
620981	TEC201	教育課程論	2	春	澤田 稔	2・3	課程	旧「教育課程の研究」と同一科目
620981	TEC201	教育課程論	2	秋	澤田 稔	1～3	課程	旧「教育課程の研究」と同一科目
629304	TEC202	特別活動論	2	春	*新富 康央	2・3	課程	
629304	TEC202	特別活動論	2	秋	*新富 康央	1～3	課程	
629304	TEC202	特別活動論	2	春	*上岡 学	2・3	課程	
620109	TEC402	教育実習Ⅰ(国語)	1	春(集中)	澤田 稔 他	4	課程	教育実習事前事後指導, 注1・注2・注3, 輪講
620109	TEC402	教育実習Ⅰ(英語・外国語学部対象)	1	春(集中)	澤田 稔 他	4	課程	教育実習事前事後指導, 注1・注2・注3, 輪講
620109	TEC402	教育実習Ⅰ(英語・外国語学部以外)	1	春(集中)	澤田 稔 他	4	課程	教育実習事前事後指導, 注1・注2・注3, 輪講
620109	TEC402	教育実習Ⅰ(社会・公民・宗教)	1	春(集中)	澤田 稔 他	4	課程	教育実習事前事後指導, 注1・注2・注3, 輪講
620109	TEC402	教育実習Ⅰ(福祉)	1	春(集中)	澤田 稔 他	4	課程	教育実習事前事後指導, 注1・注2・注3, 輪講
620109	TEC402	教育実習Ⅰ(地理歴史)	1	春(集中)	澤田 稔 他	4	課程	教育実習事前事後指導, 注1・注2・注3, 輪講
620109	TEC402	教育実習Ⅰ(数学・情報)	1	春(集中)	澤田 稔 他	4	課程	教育実習事前事後指導, 注1・注2・注3, 輪講
620109	TEC402	教育実習Ⅰ(理科)	1	春(集中)	澤田 稔 他	4	課程	教育実習事前事後指導, 注1・注2・注3, 輪講
620109	TEC402	教育実習Ⅰ(全教科)	1	秋(集中)	澤田 稔 他	4	課程	教育実習事前事後指導, 注1・注2・注3, 輪講
620154	TEC403	教育実習Ⅱ	2	春(集中)	澤田 稔 他	4	課程	中学・高校用実習, 注2・注3
620154	TEC403	教育実習Ⅱ	2	秋(集中)	澤田 稔 他	4	課程	中学・高校用実習, 注2・注3
620160	TEC404	教育実習Ⅲ	2	春(集中)	澤田 稔 他	4	課程	中学用実習, 注2・注3
620160	TEC404	教育実習Ⅲ	2	秋(集中)	澤田 稔 他	4	課程	中学用実習, 注2・注3
620141	TEC405	養護実習Ⅰ	1	春(集中)	西山 悦子 他	4	課程	注1・注2・注3, 輪講
620141	TEC405	養護実習Ⅰ	1	秋(集中)	西山 悦子 他	4	課程	注1・注2・注3, 輪講
620142	TEC406	養護実習Ⅱ	2	春(集中)	西山 悦子 他	4	課程	注2・注3
620142	TEC406	養護実習Ⅱ	2	秋(集中)	西山 悦子 他	4	課程	注2・注3
620143	TEC407	養護実習Ⅲ	2	春(集中)	西山 悦子 他	4	課程	注2・注3
620143	TEC407	養護実習Ⅲ	2	秋(集中)	西山 悦子 他	4	課程	注2・注3
620170	TEC400	教職実践演習(中高教諭・Aクラス)	2	秋	澤田 稔 他	4	課程	[35名] 注6
620170	TEC400	教職実践演習(中高教諭・Bクラス)	2	秋	澤田 稔 他	4	課程	[35名] 注6
620170	TEC400	教職実践演習(中高教諭・Cクラス)	2	秋	澤田 稔 他	4	課程	[35名] 注6
620170	TEC400	教職実践演習(中高教諭・Dクラス)	2	秋	澤田 稔 他	4	課程	[35名] 注6
620170	TEC400	教職実践演習(中高教諭・Eクラス)	2	秋	*西澤 善明	4	課程	[35名] 注6
620170	TEC400	教職実践演習(中高教諭・Fクラス)	2	秋	澤田 稔 他	4	課程	[35名] 注6
620180	TEC401	教職実践演習(養護教諭)	2	秋(前半)	西山 悦子 他	4	課程	注7, 連続コマで開講, 秋学期前半, 輪講
629105	TEC203	道德教育の理論と実践	2	春	澤田 稔 他	2～4	課程	中学必修, 旧「道德教育の研究」と同一科目
629105	TEC203	道德教育の理論と実践	2	秋	澤田 稔 他	2～4	課程	中学必修, 旧「道德教育の研究」と同一科目
629105	TEC203	道德教育の理論と実践	2	秋	*神門 しのぶ	2～4	課程	[150名] 中学必修 旧「道德教育の研究」と同一科目
620221	TEM200	社会科・地歴科教育法Ⅰ	2	秋	*田島 正城	1～3	課程	中学・高校用 注4
620233	TEM201	社会科・地歴科教育法Ⅱ	2	春	*猪瀬 武則	1～3	課程	中学・高校用 注4
620211	TEM202	社会科・公民科教育法Ⅰ	2	秋	*新井 明	2・3	課程	中学用・高校用
620263	TEM203	社会科・公民科教育法Ⅱ	2	春	*小原 孝久	2・3	課程	中学用・高校用
620536	TEM204	数学科教育法Ⅰ	2	春	*筱田 健一	2～4	課程	中学用・高校用
620565	TEM205	数学科教育法Ⅱ	2	秋	都築 正男	2～4	課程	中学用・高校用
620575	TEM206	数学科教育法Ⅲ	2	秋	*佐藤 一	2～4	課程	中学用・高校用
620576	TEM207	数学科教育法Ⅳ	2	春	平田 均	2～4	課程	中学用
620409	TEM208	理科教育法Ⅰ	2	春	コーディネータ 桑原 英樹	2・3	課程	中学用・高校用, 輪講
620452	TEM209	理科教育法Ⅱ	2	秋	コーディネータ 大井 隆夫	2・3	課程	中学用・高校用, 輪講
620462	TEM210	理科教育法Ⅲ	2	春(集中)	コーディネータ 安増 茂樹	1～3	課程	[夏期集中] 中学用・高校用, 輪講
620463	TEM211	理科教育法Ⅳ	2	春(集中)	コーディネータ 安増 茂樹	1～3	課程	[夏期集中] 中学用・高校用, 輪講

科目コード	ナンバリング	授業科目	単位	開講期	担当名	年次	開講学部・学科	備考
620802	TEM212	商業科教育法Ⅰ	2	休講	*望月厚志	2・3	課程	隔年開講 高校用
620851	TEM213	商業科教育法Ⅱ	2	休講	*望月厚志	2・3	課程	隔年開講 高校用
620505	TEM214	工業科教育法Ⅰ	2	休講	*佐藤美洋	3	課程	隔年開講 高校用
620510	TEM215	工業科教育法Ⅱ	2	休講	*佐藤美洋	3	課程	隔年開講 高校用
620601	TEM216	情報科教育法Ⅰ	2	春	*國府方久史	2～4	課程	[19名] 高校用
620602	TEM217	情報科教育法Ⅱ	2	春	*國府方久史	2～4	課程	[19名] 高校用
629400	TEC103	教育心理学	2	秋	*一前春子	1～4	課程	[150名] 注8
629400	TEC103	教育心理学	2	春	廣瀬英子	1～4	課程	[110名] 注8
629400	TEC103	教育心理学	2	秋	荻野美佐子	1～4	課程	[150名] 注8
629400	TEC103	教育心理学	2	春	*小林能成	1～4	課程	[200名] 注8
629411	TEC104	教育相談	2	春	*卯月研次	1～4	課程	注8 旧「学校カウンセリングⅠ(教育相談)」と同一科目
629411	TEC104	教育相談	2	秋	*黒沢幸子	1～4	課程	[80名] 注8 旧「学校カウンセリングⅠ(教育相談)」と同一科目
629411	TEC104	教育相談	2	秋	*浅原知恵	1～4	課程	[120名] 注8 旧「学校カウンセリングⅠ(教育相談)」と同一科目
629411	TEC104	教育相談	2	秋	*稲垣智則	1～4	課程	注8 旧「学校カウンセリングⅠ(教育相談)」と同一科目
629421	TEC105	生徒指導と進路指導	2	春	*榎本和生	1～4	課程	[100名] 注8 旧「学校カウンセリングⅡ(生徒指導と進路指導)」と同一科目
629421	TEC105	生徒指導と進路指導	2	春	*有村久春	1～4	課程	注8 旧「学校カウンセリングⅡ(生徒指導と進路指導)」と同一科目
629421	TEC105	生徒指導と進路指導	2	秋	*有村久春	1～4	課程	注8 旧「学校カウンセリングⅡ(生徒指導と進路指導)」と同一科目
629421	TEC105	生徒指導と進路指導	2	春	*末廣啓子	1～4	課程	[100名] 注8 旧「学校カウンセリングⅡ(生徒指導と進路指導)」と同一科目
629422	TEC106	生徒指導	2	秋	*上岡学	1～4	課程	養護教諭免許取得者のみ対象 注10
187519	TEM301	国語科教育法Ⅰ	2	春	*佐野摩美	3	国文学科	中学用・高校用
187520	TEM302	国語科教育法Ⅱ	2	秋	*稲井達也	3	国文学科	中学用・高校用
187521	TEM303	国語科教育法Ⅲ	2	秋	*上野美穂子	3・4	国文学科	中学用
187522	TEM304	国語科教育法Ⅳ	2	休講		3・4	国文学科	中学用
209111	TEM201	(英文)英語科教育法Ⅰ	2	秋	池田真	2・3	英文学科	中学用・高校用 注5 2014年次生以前用
209112	TEM202	(英文)英語科教育法Ⅱ	2	春	逸見シャントール	2・3	英文学科	中学用・高校用 注5 2014年次生以前用
209113	TEM301	(英文)英語科教育法Ⅲ	2	秋	池田真	2・3	英文学科	中学用 注5 2014年次生以前用
209114	TEM302	(英文)英語科教育法Ⅳ	2	春	*笹島茂	2・3	英文学科	中学用 注5 2014年次生以前用
209115	TEM201	(英文) PRINCIPLES OF ENGLISH LANGUAGE TEACHING 1	2	秋	池田真	2・3	英文学科	中学用・高校用 注5 2015年次生以降用
209116	TEM202	(英文) PRINCIPLES OF ENGLISH LANGUAGE TEACHING 2	2	春	逸見シャントール	2・3	英文学科	中学用・高校用 注5 2015年次生以降用
209117	TEM301	(英文) PRACTICE IN ENGLISH LANGUAGE TEACHING 1	2	秋	池田真	2・3	英文学科	中学用 注5 2015年次生以降用
209118	TEM302	(英文) PRACTICE IN ENGLISH LANGUAGE TEACHING 2	2	春	*笹島茂	2・3	英文学科	中学用 注5 2015年次生以降用
501259	FEE201	(英語)英語科教育法A	2	秋	渡部良典	2～4	英語学科	中学用・高校用 注5 旧「英語科教育法Ⅰ」と同一科目
501260	FEE202	(英語)英語科教育法B	2	春	*荒井貴和	2～4	英語学科	中学用・高校用 注5 旧「英語科教育法Ⅱ」と同一科目
501261	FEE203	(英語) METHODS IN TEACHING ENGLISH C	2	春	和泉伸一	2～4	英語学科	[36名] 中学用 注5 注11 旧「英語科教育法Ⅲ」と同一科目
501349	FEE204	(英語) METHODS IN TEACHING ENGLISH D	2	秋	MACINTYRE Robert	2～4	英語学科	[40名] 中学用 注5 旧「英語科教育法Ⅳ」「英語科教育法D」と同一科目
501263	FEE302	(英語) METHODS IN TEACHING ENGLISH E	4	休講	吉田研作	3・4	英語学科	中学用・高校用 注5 旧「英語科教育法」と同一科目
622703	TEM218	(英文・英語以外)英語科教育法Ⅰ	2	春	藤田保	2～4	課程	中学用・高校用 注5 注9
622704	TEM219	(英文・英語以外)英語科教育法Ⅱ	2	秋	藤田保	2～4	課程	中学用・高校用 注5 注9
622705	TEM220	(英文・英語以外)英語科教育法Ⅲ	2	春	*清水公男	2～4	課程	中学用・高校用 注5 注9
622706	TEM221	(英文・英語以外)英語科教育法Ⅳ	2	秋	*田嶋英治	2～4	課程	中学用・高校用 注5 注9
226063	TEM321	(独文)ドイツ語学研究Ⅱa (ドイツ語科教育法Ⅰa)	2	春	中井真之	2～4	ドイツ文学科	合併科目 中学用・高校用
226064	TEM322	(独文)ドイツ語学研究Ⅱb (ドイツ語科教育法Ⅰb)	2	秋	中井真之	2～4	ドイツ文学科	合併科目 中学用・高校用
226065	TEM323	(独文)ドイツ語学研究Ⅱc (ドイツ語科教育法Ⅱ)	2	秋	LIPSKY Angela	2～4	ドイツ文学科	合併科目 中学用
226074	TEM324	(独文)ドイツ語学研究Ⅱd	2	休講		2～4	ドイツ文学科	合併科目 中学用
538912	FDE201	ドイツ語科教育法A-1	2	春	中井真之	2～4	ドイツ語学科	合併科目 中学用・高校用 旧「ドイツ語科教育法Ⅰ-1」と同一科目
538913	FDE202	ドイツ語科教育法A-2	2	秋	中井真之	2～4	ドイツ語学科	合併科目 中学用・高校用 旧「ドイツ語科教育法Ⅰ-2」と同一科目
538914	FDE211	ドイツ語科教育法B	2	秋	LIPSKY Angela	2～4	ドイツ語学科	合併科目 中学用 旧「ドイツ語科教育法Ⅱ」と同一科目

科目コード	ナンバリング	授業科目	単位	開講期	担当名	年次	開講学部・学科	備考
538915	FDE221	ドイツ語科教育法C	2	休講		2~4	ドイツ語学科	合併科目 中学用
547342	FFE202	フランス語科教育法A	2	秋	*室井 幾世子	2~4	フランス語学科	中学用 旧「フランス語科教育法Ⅲ」と同一科目
547343	FFE301	フランス語科教育法B	2	春	原田 早苗	3・4	フランス語学科	中学用・高校用 旧「演習1(フランス語科教育法Ⅰ)」と同一科目
547344	FFE302	フランス語科教育法C	2	秋	原田 早苗	3・4	フランス語学科	中学用・高校用 旧「演習2(フランス語科教育法Ⅱ)」と同一科目
547345	FFE303	フランス語科教育法D	2	休講	原田 早苗	3・4	フランス語学科	中学用・高校用
554121	FHE301	イスパニア語科教育法A	2	春	*大森 洋子	3・4	イスパニア語学科	高校用 旧「イスパニア語科教育法Ⅰ」と同一科目
554122	FHE302	イスパニア語科教育法B	2	秋	*大森 洋子	3・4	イスパニア語学科	高校用 旧「イスパニア語科教育法Ⅱ」と同一科目
576156	FRE201	ロシア語科教育法A	2	春	*小林 潔	2~4	ロシア語学科	高校用 旧「ロシア語科教育法Ⅰ」と同内容
576157	FRE202	ロシア語科教育法B	2	秋	*小林 潔	2~4	ロシア語学科	高校用 旧「ロシア語科教育法Ⅱ」と同一科目
586006	FPE201	ポルトガル語科教育法A	2	春	市之瀬 敦	2~4	ポルトガル語学科	高校用 旧「ポルトガル語科教育法Ⅰ」と同一科目
586007	FPE202	ポルトガル語科教育法B	2	秋	*拝野 寿美子	2~4	ポルトガル語学科	高校用 旧「ポルトガル語科教育法Ⅱ」と同一科目
973001	TEM260	宗教科教育法Ⅰ	2	秋	原 敬子	2~4	神学部	隔年開講 中学用・高校用
973104	TEM261	宗教科教育法Ⅱ	2	秋	武田 なほみ	2~4	神学部	隔年開講 中学用・高校用
973201	TEM262	宗教科教育法Ⅲ	2	春	*李 聖一	2~4	神学部	隔年開講 中学用
973202	TEM263	宗教科教育法Ⅳ	2	休講	武田 なほみ	2~4	神学部	隔年開講 中学用・高校用
299501	FSO305	福祉科教育法Ⅰ	2	春	*田村 真広	2・3	社会福祉学科	高校用
299502	FSO306	福祉科教育法Ⅱ	2	秋	*田村 真広	2・3	社会福祉学科	高校用

注1. 教育実習、養護実習を行う場合は、それぞれ教育実習Ⅰ、養護実習Ⅰ(いずれも事前事後指導)を必ず履修し、所定の授業にすべて出席すること。

注2. 教育実習、養護実習は、次のとおり履修すること。

中学校免許・高等学校免許両方取得	教育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを履修すること。
中学校免許のみ取得	教育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを履修すること。
高等学校免許のみ取得	教育実習Ⅰ・Ⅱを履修すること。
養護教諭免許取得	養護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを履修すること。

但し、高等学校免許のみ取得希望であっても、3週間以上の実習を行う予定の者は、「教育実習Ⅲ」の履修登録を行うこと。また、

養護実習は4週間の実施となるが、養護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを履修登録すること。

注3. 「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」は、教育実習が7月までに終了する場合は春学期、8月以降に終了する場合は秋学期に履修登録すること。「教育実習Ⅰ」(春学期)は実習教科別のクラスになっているので、実習教科に対応するクラスに登録すること。但し、春学期の学籍状態が留学・休学の場合、春学期に教育実習を行うことはできないので、秋学期に教育実習を実施し、履修登録すること。

注4. 当科目は、教職課程履修者のみを受講対象者とする。**教育実習実施年度に履修登録すること。**

注5. 英文学科、英語学科の学生は自学科開講の「英語科教育法」を履修すること。

英文学科、英語学科以外の学生は課程センター開講の「英語科教育法」を履修すること。10年次生以前ですでに英文学科または英語学科開講の「英語科教育法」を修得した学生も、2011年度以降は未履修の科目について課程センター開講の「英語科教育法」を履修すること。なお、この履修方法により卒業までに必要な科目を修得できない場合は、課程センターに相談すること。

また、同科目を履修するにあたり、以下の点に注意すること。

①2014年次以前の英文学科生は、原則としてⅠ、ⅡをⅢ、Ⅳよりも先に修得すること。

②2015年次以降の英文学科生は、PRINCIPLES OF ENGLISH LANGUAGE TEACHING 1, 2の両方またはいずれかを修得してから PRACTICE IN ENGLISH LANGUAGE TEACHINGを履修すること。

③課程センター開講の「英語科教育法」は、原則としてⅠ、ⅡをⅢ、Ⅳよりも先に修得すること。

注6. 2013年度より開講。当該科目の履修条件等については、p. 39~を参照すること。

注7. 2014年度より開講。当該科目の履修条件等については、p. 39~を参照すること。

注8. 2011年度以前に心理学科開講の「教育心理学」、「学校カウンセリングⅠ(教育相談)」、「学校カウンセリングⅡ(生徒指導と進路指導)」と同内容であり、重複履修不可。2012年度より、科目コード「620000番台」の課程科目に移管しているため、特に、国際教養学部生は確認しておくこと。

注9. 2011年次生以降で、自学科で定められた教科以外に他教科として「英語」の取得を希望する学生が、課程センター開講の英語科教育法(62番台)を履修する際、プレイスメントテスト又は、TEAPの結果によって履修可能かどうか判定する。手続き等詳細は課程センターに確認すること。

注10. 看護学科生で、2014年度までに「生徒指導と進路指導」(旧:学校カウンセリングⅡ)を単位修得していない学生は同科目を履修すること。

注11. 英語学科2年次生以上のみ履修可。

【ナンバリングについて】

開講科目一覧に記載された課程科目（科目コード 620000 番台）のナンバリングは下記の分野等を示すものである。また、各学科科目として開講している教科教育法のナンバリングについては、『履修要覧 [学科科目編]』の該当学科を参照すること。

分野名（アルファベット）	分野名（英語）	分野名（日本語）
TEC	TEACHING	教職：教職に関する科目
TEM	TEACHING METHODS	教職：教科教育法

- (2) 教科に関する科目，(3) 教科（養護）又は教職に関する科目は，上智大学ホームページ：「教職課程履修」のページに PDF で掲載しているので各自ダウンロードして使用すること。

<http://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/teaching/kyoushoku>

(4) 教育職員免許法施行規則 66 条の 6 に定める科目

科目コード	ナンバリング	授業科目	単 位	開講期	担当名	年次	開講学部・学科	備 考
629500	TEC107	情報リテラシー	2	春(集中)	川 端 亮子 *坂 本 明	2~4	課程	[80名] [夏期集中] , 輪講

5. 教職課程履修の全般について

(1) 教職課程を履修するには

教職課程を履修するには、教職課程履修申込・教職課程履修費納入を行い、履修登録期間に科目の履修登録をすること。

1) 「教職課程概要説明会」

1年次生を対象に、上智大学の教職課程の概要について知ってもらうことを目的とし、毎年4月上旬に開催している。ただし、看護学科生は他学科と異なって特殊事情があるので、可能な限りこの説明会に参加すること。

対象	期日	時間	場所	備考
理工学部生	2016年4月6日(水)	15:30~17:00	後日掲示	この時点で教職課程履修申込はなし。
看護学科生	2016年4月7日(木)	13:00~14:00	後日掲示	
看護・理工以外:全学科	2016年4月7日(木)	16:00~17:30	後日掲示	

2) 「教職課程新規履修者ガイダンス」および「教職課程履修申込・履修費納入」

免許取得までの全般的な説明のみならず、特にミスが多い「教科に関する科目」の単位修得・計算方法についても説明している。入学後、半年ないしは1年経った段階で、教職課程を履修しようと決心した学生は必ず参加し、教職課程履修申込を行うこと。

対象	期日	時間	場所	教職課程履修申込・履修費納入日程
全学科:新2年次生以上	2016年3月28日(月)	16:00~17:30	後日掲示	2016年4月11日(月)~22日(金)
全学科:1年次生 (3月に出席しなかった2年次生以上の学生も可)	2016年9月27日(火)	15:00~16:30	後日掲示	2016年9月28日(水)~ 2016年10月14日(金)

◆履修費:一律15,000円

*教職課程履修費は一度納入すれば、本学での学籍が継続している限り有効である。

*いったん納入した教職課程履修費は、いかなる理由があっても返金しないので注意すること。

◆申込・納入方法

「教職課程新規履修者ガイダンス」で配布される申込書に必要事項を記入の上、教職課程履修費の証紙(2号館1階学事センター証紙販売機にて購入)を貼付して課程センター(2号館1階)に提出する。

(2) 履修登録上の主な注意点

- ①「教職に関する科目」(科目コード:620000番台)は、卒業要件に関わらず「年間最高履修限度」の単位に算入される。
- ②「原則」として、記載の履修年次に従って履修すること。
- ③介護等体験は科目ではないため履修登録は不要。介護等体験の手続は「6. 介護等体験」を参照のこと。
- ④「教職に関する科目」(科目コード:620000番台)が卒業単位に算入されるか否かは各学科の卒業要件による。なお、教育実習(養護実習)Ⅰ,Ⅱ,Ⅲはいずれの学科も卒業単位に算入されない。
- ⑤複数の免許教科を取得する場合、「教職に関する科目」・「施行規則66条の6に定める科目」の修得単位は、それぞれの免許教科の単位として算入することができる。ただし、「**教科教育法」は、取得する免許教科ごとに修得する必要がある。

(3) 超過履修登録について

1) 超過履修登録とは

3年次生以上（総合人間科学部看護学科生および理工学部生は2年次生以上）で履修登録をする前の学期までに「教職課程履修申込」（前記（1）の2）をしていれば、自学科で取得できる免許教科に限り、1学期あたり6単位、年間10単位まで超過履修登録することができる。過去に、卒業単位を満たすために教職課程履修申込をし、超過履修登録しようとする学生がいたが、一切認めていない。こうした学生には厳正に対処するので注意すること。

2) 手続方法・期間

春学期と秋学期の履修登録期間に合わせ、手続方法・受付期間などの詳細を「Loyolaの課程センター掲示板」に掲載するので、確認の上申請すること。（春学期：3月中旬、秋学期：9月中旬を目処に掲示している）

(4) 編入学生、本学入学前に他大学（短期大学含む）に在学していた学生へ

教職課程の履修を始める前に、必ず課程センターで履修指導を受けること。他大学で教員免許状取得に必要な単位を修得した学生は、その大学で「学力に関する証明書」（学校種・免許教科別）の交付を受け、課程センターで履修指導を受けること。

また、編入学生等は入学時に卒業要件への単位認定を行うことが多く、本学の卒業単位として換算・認定された科目のうち、「教科に関する科目」、「教育職員免許法施行規則66条の6に定める科目」は免許状取得に必要な単位として認定対象であることから（「教職に関する科目」は要相談）、該当する学生は課程センターで所定の手続きを行い、認定可能な単位数等詳細を確認すること。

履修指導トラブルを避けるためにも、本学への入学が決まり、教職課程を履修する場合は必ず履修指導を受けること。

(5) 国際教養学部の学生へ

1) 「教職に関する科目」（科目コード：620000番台）の履修費について

国際教養学部にも所属する学部生が「教職に関する科目」（科目コード：620000番台）を履修する場合は、単位従量制を適用し、履修費請求は行わないことになっているため、これらの科目は卒業単位に算入することはできない。この措置は、当該学部生が教員免許状を取得するか否かにかかわらず、履修登録の時点で適用する。

2) 秋学期入学の学生へ

①教職課程の行事

教職課程は4月から3月の年度に基づいて組まれているので、秋学期入学の学生は、各種ガイダンスへの参加、介護等体験、教育実習の参加時期について注意すること。

【学年・学期】

区分	学年・時期			
I	4月		10月	1年 3月
II	4月	1年	10月	2年 3月
III	4月	2年	10月	3年 3月
IV	4月	3年	10月	4年 3月
V	4月	4年	10月	3月

【標準学年で実施する場合の行事】

行事名	実施時期
教職課程新規履修者ガイダンス	区分Ⅰ：1年次3月下旬 or 区分Ⅱ：1年次9月中旬
教育実習準備ガイダンス	・区分Ⅳで教育実習・・・区分Ⅱ：2年次1月中旬 ・区分Ⅴで教育実習・・・区分Ⅲ：3年次1月中旬
介護等体験ガイダンス	区分Ⅱ：2年次1月中旬
介護等体験	区分Ⅲ：2年次8月中旬～
教育実習	区分Ⅳ or 区分Ⅴ

②教育実習参加資格

教育実習を実施する「前の学期」までに教育実習参加資格を満たしておくこと。

③教員免許状申請

3月卒業・・・7月上旬に開催する教員免許状一括申請ガイダンスに出席の上、申込可能。

9月卒業・・・教員免許状一括申請はできないので、卒業後、各自で都道府県教育委員会に個人申請すること。

(6) 卒業までに免許取得できなかった場合（卒業後の免許取得方法）

卒業後、本学の科目等履修生（教職課程履修コース）として、あるいは他大学の通信教育等で不足単位を修得すれば1種免許状を取得することができる。科目等履修生の詳細は、「13. 学部卒業後の教員免許状取得方法(科目等履修生制度)」を参照のこと。

※本学の科目等履修生の出願対象者：「本学卒業生」および「本学大学院生（学部は他大学でも可）」

(7) ガイダンスの「欠席」について

課程センターで実施している各種ガイダンスは教員免許状を取得するために義務付けており、教職課程履修、介護等体験、教育実習、免許状申請等を円滑に実施できるように指導をしている。

開催日時等は当履修要覧、Loyola 課程センター掲示板で予め通知しているので、アルバイト、サークル活動、その他の都合があっても、日程を調整して必ず出席すること（授業除く）。どうしても止むを得ない事情で欠席せざるを得ない場合は、事前に『欠席届』を提出した上で、ガイダンス後に指導を受けること。ガイダンス欠席による不利益は学生本人の責任となるので注意すること。

『欠席届』の文例は p.58 の「15. 文例・様式集」に掲載している。

(8) 課程センターからのお知らせ

教職課程に関するお知らせは、「Loyola 課程センター掲示板」で行う。また、2号館1階の課程センター内設置の掲示板(Loyola 掲示できないペーパーの学校ボランティア情報等が中心)や大学ホームページの教職課程のページで各種情報を提供する。

※お知らせ例：各種ガイダンス、教員採用関連情報、イベント情報、学校ボランティア情報 etc

6. 介護等体験

(1) 介護等体験とは

介護等体験は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成10年4月1日施行）に基づき、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校または中学校教諭の1種免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、交流等の体験を行わせるものである。

内容としては、特別支援学校：2日間、社会福祉施設：5日間の計7日間で上記体験を行う。特別支援学校、社会福祉施設での体験先割り当ては、それぞれ東京都教育委員会、各都道府県社会福祉協議会が行なっている。

1) 体験先および内容

体験先	体験内容
特別支援学校（2日間）	高齢者、障害者の方等への介護、介助、話相手、散歩の付添い、レクリエーションへの参加、施設職員の業務補助。
社会福祉施設（5日間）	小学部・中学部・高等部の通常授業の補助業務や年間行事の手伝い。（遠足の付き添い、プール教室への参加、文化祭の準備など。）

2) 対象者等

事項	内容
対象者	「中学校教諭1種免許状」取得予定者。ただし、以下の学生は介護等体験不要。 ・社会福祉学科生・・・「社会福祉実習」実施者。ただし、実習先が発行する証明書は必要。 ・看護学科生・・・養護教諭1種免許状を取得する要件になっていない。 ※その他体験が免除されるケースは別途課程センターで確認のこと。
対象年次	「3年次生以上」 ※履修計画等により3年次実施が困難な場合は4年次生可。
体験先・日数	「東京都内の特別支援学校」（2日間） 「社会福祉施設」（5日間） 計7日間
体験時期	当該年度の8月～翌年3月の間で受入先学校、施設が指定する日

(2) 介護等体験に参加することへの責任と心構え

「介護等体験」の場は、特別支援学校ならびに社会福祉施設の深い理解によって確保されているが、そこはさまざまな福祉サービスを利用しながら暮らす人々の「生活の場」そのものであることを忘れてはならない。体験に臨む学生は以下の事項を強く意識して行動すること。

【体験前】

- ①特別支援学校・社会福祉施設に関する基本的知識を修得すること。
- ②体験先・大学より指示のある手続きを遺漏なく行うこと。

【体験中】

- ①教員を目指す者として学生気分や受け身ではなく、高い意識を持ち体験に臨むこと。
- ②受け入れていただく立場であることを認識し、自己中心的な行動や自己都合による体験の辞退、欠席、体験日程の変更を絶対にしないこと。

【体験後】

- ①体験先で知り得た情報等については、守秘義務を厳守すること。なお、学生の取組み姿勢や内容に著しい問題があると判断した場合は、体験の中止や教職課程履修の中止等の措置をとる場合がある。

(3) 介護等体験の流れ（標準年次）

学年	時期	内容	該当 No	備考
2 年次生	1 月中旬	「介護等体験ガイドンス」	(5) 1)	
	1 月中旬～下旬	「介護等体験申込」	(5) 2)	
3 年次生	4 月上旬	「定期健康診断」受診（本学で実施）	(4) 6)	該当日程を確認し、必ず受診
	4 月中	「介護等体験マニュアルノート」購入	(4) 4)	教科書売場で販売
	6 月中旬	「第 1 回事前指導」, 「第 2 回事前指導」	(4) 1)	2 回とも必須
	6 月下旬～	介護等体験「決定通知書」配布	(4) 2)	上記 2 回の事前指導出席者に配布
	8 月～翌年 3 月	介護等体験（特別支援学校・社会福祉施設）実施	(4) 3)	学生によって実施時期は異なる

(4) 2016 年度介護等体験実施者の手続 ※申込手続は 2016 年 1 月に終了

1) 介護等体験「事前指導」

以下、第 1 回・第 2 回事前指導は別内容なので、必ず両方とも出席すること。

	期日	時間	会場	対象者	備考
第 1 回	2016 年 6 月 13 日 (月)	18:45～20:15	後日掲示	2016 年 1 月	「介護等体験マニュアルノート」, 「履修要覧」持参
第 2 回	2016 年 6 月 20 日 (月)	18:45～20:15	後日掲示	申込者	

2) 介護等体験「決定通知書」配布

上記 1) で 2 回の事前指導に出席した学生のみ配布。配布期間等詳細については、事前指導時に説明する。

3) 介護等体験の実施

指定された日程で、東京都内の特別支援学校（2 日間）と社会福祉施設（5 日間）で体験を行う。事前指導で受けた注意事項等を守り、体験を行うこと。なお、体験に関する準備（当日の持ち物、体験先の場所、体験内容等）については 2 回の事前指導後に課程センターで配付する「決定通知書」で事前によく確認しておくこと。

4) 介護等体験日誌（介護等体験マニュアルノート付属）

社会福祉施設 5 日間の介護等体験期間中は、事前指導で使用するテキストの「介護等体験マニュアルノート」のページを記録・日誌として使用し、社会福祉施設での体験終了後、2 週間以内（体験先の都合により遅れる場合はなるべく早く）に課程センターに提出すること。「介護等体験マニュアルノート」は 4 月に教科書売場で販売しているので、必ず 4 月中に購入すること。なお、課程センターに提出した介護等体験日誌は、内容を確認後、各学科から学生本人に返却する。

5) 介護等体験証明書（教員免許状申請時に必要）

介護等体験先の東京都内の特別支援学校および社会福祉施設において記載事項の内容、押印を確認の上、「介護等体験証明書」を発行してもらおう。ただし、体験先の機関が直接大学に郵送する場合は、課程センター窓口にて返却する。この証明書は教育職員免許状一括申請時（標準 4 年次）に必要となるので、各自で大切に保管しておくこと。

なお、本証明書は再発行できないため、紛失した場合は再度体験を行わなければならない場合がある。

6) 健康診断

大半の社会福祉施設から健康診断証明書の提出を求められる。体験開始前に健康診断証明書を提出する必要があるため、保健センターが 4 月に実施する定期健康診断を必ず受診すること。また、体験先施設によっては、細菌検査結果の提出を求める場合がある。また、科目等履修生は学内で定期健康診断を受診できない（大学院生は

受診可) ため、健康診断を受けられる学外医療機関を保健センターに紹介してもらうこと。

7) 介護等体験期間中の授業欠席について

介護等体験により授業を欠席する場合は、各自で「願い書」(p.57の「15. 文例・様式集」参照)を作成し、体験実施前に各授業担当教員に相談の上、各授業担当教員に提出すること。

8) 介護等体験の辞退・日程変更

原則として、介護等体験申込後の辞退、日程変更は認められない。

なお、自己都合(アルバイト、サークル活動、就職活動、ゼミ合宿、短期留学等)で辞退した場合、次年度の申込は認めない。

ただし、1月の介護等体験申込後、年度末(3月31日)までに課程センターに申し込みを取り止めた旨を申し出た場合に限り、「辞退」とはせず、「申し込み取下げ」として取り扱う。この場合に限り、次年度の申し込みを行うことができる。

以下の場合、まずは課程センターに相談すること。

①止むを得ない事情により辞退するしかない場合は、直ちに課程センターに相談すること。

②体験直前や体験期間中の辞退は一切認められないが、例えば病気等による止むを得ない場合は、直ちに体験先と課程センターに連絡をとり、事情を伝えて指示に従うこと。

※上記理由により介護等体験を申込後に辞退(「申し込みの取下げ」を除く)した場合、体験費等は返還しない。

(5) 2017年度介護等体験実施予定者の手続

1) 「介護等体験ガイダンス」

介護等体験に係る手続等についての説明を行う。実施希望者は、必ず出席すること。ただし、社会福祉学科で「社会福祉実習」を行う学生、看護学科生は参加不要。2017年度体験希望者は必ず参加すること。

期日	時間	場所	内容	配布物
2017年1月12日(木)	18:45~20:15	後日掲示	介護等体験全般、今後の手続等について	2017年度介護等体験申込書ほか

2) 介護等体験申込・体験費納入

2017年度体験希望者は、必ず申込を行うこと。

手続期間等	手続方法
期間 2017年1月13日(金)~20日(金) 時間 9:30~11:30, 12:30~17:00 場所 課程センター(2号館1階)	「介護等体験ガイダンス」(上記1)参照)で配付する「2017年度介護等体験申込書」の必要箇所をすべて記入(鉛筆不可)の上、介護等体験費証紙(2号館1階学事センター内証紙販売機にて購入)を貼付して、課程センターに提出すること。

【注意事項】

介護等体験受入の調整は、社会福祉施設は都道府県ごとに社会福祉協議会、東京都内の特別支援学校については教育委員会が行なっている。介護等体験は体験先の施設・学校の好意により受け入れていただいているものであり、日程については、体験先で十分調整した上で決定している。このため、介護等体験の辞退・日程の変更は認められないので、申し込む時点であらゆるケースを想定し、申し込むこと。実施年度秋学期からの半期以上の留学や休学予定の者の申込は受け付けていない。

なお、自己都合(アルバイト、サークル活動、就職活動、ゼミ合宿、短期留学等)で辞退した場合、次年度の申込は認めない。

7. 教育（養護）実習

(1) 教育（養護）実習とは

教育（養護）実習とは、大学の専門課程や教職課程で学んできた知識の実践化を検証する機会であり、理論と実践の統合の場である。また、実習生として学校教育の全体を総合的に認識し体験できる機会である。

最低限度の実践的指導能力を培う場であると同時に、その能力について自らの適性を見極める自己評価の場でもある。

(2) 教育（養護）実習の概要

教育（養護）実習の概要や手続きは2年次1月（標準学年）に開催している「教育実習準備ガイダンス」にて説明。

1) 対象者

「4年次生以上」且つ「教育（養護）実習参加資格」を満たしている者 ※秋学期入学者は別途課程センターに確認すること。

2) 実習期間

中高教諭・・・3週間以上。ただし、高校免許のみの取得希望者は2週間以上。

養護教諭・・・4週間（2016年度実施）

3週間（2017年度以降実施）

3) 実習先

①原則として、母校に教育実習の受け入れをお願いし、実習行わせていただく。ただし、地域によっては母校での実習を禁止している場合もあるので、各自で確認する必要がある。

②やむを得ない事情（学校の統廃合や移転、実習教科が母校に無い、海外の学校出身者、日本人学校出身者、日本の外国人学校出身者etc）で母校での実習ができない場合は大学より「東京都教育委員会」を通じて、都内公立中学校へ受け入れ依頼を行なっているが、受け入れが確実に決まるものではないので、各自でも実習先を探す努力をすること。

③中高教諭免許希望者は中学校、高等学校どちらで実施しても問題はない（Ex：中学・高校の両方の免許状を取得予定の場合は、「中学：3週間以上」「高校：3週間以上」のどちらでも可）。ただし、教育委員会の規定や学校の年間行事の都合上などで、高校は2週間、中学は3週間で受け入れ予定を組んでおり、希望通りにならないことがある。

Ex. 高校によっては、3週間の教育実習受入を行っていない学校もある。

④養護教諭免許には学校種の縛りがないため、養護教諭希望者（看護学科生）は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいずれかで実施しても問題はない。

4) 実習時期

実習校が指定する学期、期日に従うこと。

【注意事項】

就職活動・インターンシップ等を理由に実習時期を調整しようとする学生が見受けられるが、そういった学生には厳正に対処しているので、決して行なってはならない。

5) 実習内容

担当教科の教壇指導や実技指導、道徳、ホームルーム、クラブ活動などの指導、授業の見学、学校行事の参加など。

(3) 教育実習に参加することへの責任と心構え

「教育実習」は、実習校や各教育委員会等の深い理解と協力の下で実施できるものである。単に学生として学ぶのではなく、教員に準ずる立場で教員としての視点に立って真摯な態度で実習に臨むこと。また、以下の点において細心の注意を払うこと。

- ①大学、実習校、教育委員会より指示された手続きを遺漏なく行うこと。
- ②実習校を訪問、連絡する際は「服装」・「礼儀」・「所作」・「言動」に注意し、「社会人」としての意識を持ち、礼儀正しく行動すること。
- ③麻疹（はしか）や風疹など伝染病予防のため、抗体検査を受診し、抗体が無い場合は、ワクチン接種をすること。
- ④実習校と事前打合せをし、事前の準備を万全にしておくこと。
- ⑤教員を目指す者として学生気分や受け身ではなく、高い意識を持ち実習に臨むこと。
- ⑥実習校で知り得た情報等については、守秘義務を厳守すること。
- ⑦「教育実習」は教員就職活動の一環であり、教員就職活動以外を理由とした「実習期間の変更」や実習中の「遅刻」「欠勤」「早退」などは一切認められない。また、学生の取組みの姿勢や内容に著しい問題があると判断した場合は、実習の中止や教職課程履修の中止等の措置をとる場合がある。

【教育実習を受け入れる学校の現状と辞退行為について】

近年、学校現場は多忙を極めている状況です。そのような中で教育実習を引き受けることは、教員にとって更なる負担増となります。多くの先輩教員達の「後輩を育てる」という使命感の上に、教育実習が行われていることを決して忘れないでください。また、「社会人として教育実習に臨む」という意識がなく、「学生気分」のまま実習に臨むことは、学校現場にとって、大変な迷惑であり、厚意で実習を引き受けてくださる先輩教員に対し、極めて失礼なこととなります。

例年、教育実習が決まったあとに、自己都合による教育実習の辞退が多発しています。前述のとおり、実習校は負担を承知の上、厚意で実習の受け入れを行っています。厚意を無下にすることは絶対にしないようにしてください。やむを得ない事情（病気や事故、入院など）で教育実習を辞退しなければならない場合は、速やかに課程センターに相談をし、対応の指示を仰いでください。実習生が教育実習に対し、誠実に努力をする姿が、受け入れをしてくれた実習校への一番の恩返しとなりますので、最後まで全力で教育実習に臨んでください。

【一般企業への就職活動の時期と教育実習期間の重複について】

一般企業の就職活動時期が動いたことにより、教育実習時期と重複する状況が続いています。

これについて、上智大学では、就職活動を理由とする教育実習期間の変更・辞退は一切認めていません。なぜなら、教育実習は教員となるための就職活動の一環であり、また実習を受け入れていただく実習校に対し迷惑がかかるからです。

もし教員になることと、一般企業への就職で迷っている場合、教育実習については何よりも優先していただくこととなりますので、良く考えて教育実習に臨んでください。卒業後すぐに教員になるのではなく、卒業後に教育実習に行く（13. 学部卒業後の教員免許状取得方法（科目等履修生制度））ことも視野に入れてください。両立しようとして、どちらも中途半端にならぬよう、注意してください。

(4) 教育（養護）実習の流れ

※詳細は「教育（養護）実習準備ガイダンス」にて説明。

【2・3年次（実習前年度）】		
時期等	行事等	内容
2年次1月中旬	「教育実習（養護）準備ガイダンス」	教育（養護）実習の心得、注意事項、内諾活動方法、教育（養護）実習派遣までの手続きに関する説明および内諾活動に必要な書類を配付。
2年次1月中旬～：教育（養護）実習準備ガイダンス終了後	教育（養護）実習内諾活動	母校へ内諾活動をする。（内諾活動とは、「母校へ教育（養護）実習の受け入れをお願いする活動」のこと。）
2年次1月中旬～随時	母校から内諾を得た後	「教育（養護）実習受入回答書」、「教育（養護）実習費用アンケート」を実習校に記載依頼および上智大学に送付依頼。
3年次9月中旬～下旬	「教育（養護）実習受入回答書」、「教育（養護）実習費用アンケート」提出期限	実習校から送付いただく書類2点の締切期限。
3年次9月中旬～下旬	「東京都公立学校教育（養護）実習」申込	東京都内の公立学校で実習を希望する場合、予め実習を希望する学校に連絡し、口頭で内諾を得ておくこと（中学校は、市区町村によって内諾の必要がない場合あり）。
3年次12月中旬～下旬	「東京都公立学校教育（養護）実習者」発表	東京都教育庁からの結果通知を元に発表。この後の手続についても別途説明。
3年次1月中旬	「教育（養護）実習参加予定者掲示」	受入回答書が実習校から大学に送付された学生について掲示。東京都公立学校での実習者は掲示なし。
3年次1月中旬～	実習期日、事前打ち合わせ日時確認	受入回答書で具体的な実習、事前打ち合わせ日程の記載がない場合、各人で実習校に確認し課程センターに連絡。
3年次3月下旬	「教育（養護）実習有参加者掲示」および「実習費掲示」	実習前年度の「秋学期」成績確定後、実習参加資格判定を行い、結果を発表。同時に実習費についても掲示。
		！「教育（養護）実習参加資格」を満たせない場合、教育（養護）実習は実施できないので、受入が決まっていたとしても教育実習を辞退する必要がある。参加資格を満たすことができなかった学生に対しては、別途個別呼び出しを行ない、今後のことについて説明する。
3年次3月下旬	「実習費納付書」、「教育（養護）実習の手引き」、「教育（養護）実習日誌」（評価表、出勤簿含む）配布	教育（養護）実習に必要な書類を配布。東京都公立学校での実習者には別途、誓約書etcを配布。

【4年次（実習実施年度）】		
4月上旬	定期健康診断受診	実習校によっては「健康診断証明書」が必要になるので、必ず受診すること。証明書発行日は「保健センター」に確認のこと。
4月上旬	教育（養護）実習費納入	納付書を元に実習費を支払う。実習校によっては、実習生が直接現金持参・振込の場合もある。
4月上旬～中旬	【春学期実習者】 実習科目履修登録 ※秋学期実習者は、このタイミングでは履修登録しない。秋学期の履修登録時に右記科目を履修登録。	春学期実習者は、以下、履修登録すること。 ■中高教諭：教育実習Ⅰ、教育実習Ⅱ、教育実習Ⅲ ※実習が2週間の場合、教育実習Ⅲは履修登録しない。 ※「教育実習Ⅰ」は事前事後指導であるため、実習実施教科によって登録コードが異なる。時間割表を確認のこと。 ■養護教諭：養護実習Ⅰ、養護実習Ⅱ、養護実習Ⅲ なお、「教職実践演習」は秋学期に履修登録すること。
4月第1～第3土曜日	「教育（養護）実習（事前指導）」 ※詳細はp.36「教育（養護）実習Ⅰ（事前事後指導）」参照。	4月第1～第3土曜日にかけて、全体指導、教科別指導を開催。「遅刻」、「欠席」は一切認めていない。これらがある場合は、教育（養護）実習への派遣を中止する。 ※秋学期実習者も事前指導は春学期実習者と一緒実施。
4月下旬～7月上旬	【春学期実習者】 教育（養護）実習実施	実習中にトラブルが生じた場合は、必ず実習担当教員、課程センターに連絡のこと。
実習後随時	実習校への挨拶	教育実習終了後、お世話になった先生へお礼状を出し、感謝の気持ちを伝えてください。（お礼状は各自で作成のこと）
7月上旬～中旬	「教員免許状一括申請ガイダンス」 および「教員免許状申請手続」	p.42「10. 教育職員免許状一括申請」参照 ※秋学期実習者も参加、申請すること。
7月中旬～下旬の土曜日	【春学期実習者】 「教育（養護）実習（事後指導）」	春学期実習者の事後指導を開催。教科別指導、全体指導を行う。「遅刻」、「欠席」は一切認めていない。

【4年次（実習実施年度）】		
春学期事後指導後～	春学期教育（養護）実習者の成績評価を行う。教育（養護）実習Ⅰ（事前事後指導）、実習校からの評価等をもとに、教育（養護）実習Ⅱ、教育（養護）実習Ⅲに成績付与。	
9月上旬～11月下旬	【秋学期実習者】 教育（養護）実習実施	実習中にトラブルが生じた場合は、必ず実習担当教員、課程センターに連絡のこと。
9月下旬～10月上旬	【秋学期実習者】 実習科目履修登録 【春学期・秋学期実習者共通】 「教職実践演習」履修登録 ※中高教諭クラス、養護教諭クラスがあるので時間割表確認のこと。	秋学期実習者は、以下、履修登録すること。 ■中高教諭：教育実習Ⅰ、教育実習Ⅱ、教育実習Ⅲ ※実習が2週間の場合、教育実習Ⅲは履修登録しない。 ※秋学期の「教育実習Ⅰ」は、教科別の登録コードはない。 ■養護教諭：養護実習Ⅰ、養護実習Ⅱ、養護実習Ⅲ
12月上旬～中旬の土曜日	【秋学期実習者】 「教育（養護）実習（事後指導）」	春学期実習者の事後指導を開催。教科別指導、全体指導を行う。「遅刻」、「欠席」は一切認めていない。
秋学期事後指導後～	秋学期教育（養護）実習者の成績評価を行う。教育（養護）実習Ⅰ（事前事後指導）、実習校からの評価等をもとに、教育（養護）実習Ⅰ（事前事後指導）、教育（養護）実習Ⅱ、教育（養護）実習Ⅲに成績付与。	

（5）教育（養護）実習参加資格

参加資格判定は実習実施年3月開催の課程委員会で行ない、同月下旬に有資格者を発表し、欠格者には個別に連絡する。

【教育（養護）実習参加資格】

- ①教育（養護）実習前年度に教育実習参加の申込手続をしていること。
- ②教育（養護）実習前年度までに（標準的には3年次終了までに）下表の単位を修得していること。

科目区分	科目名	単位修得条件
教職に関する科目（注1）	教育心理学	3年次終了までに修得
	教育原理Ⅰ	どちらか1科目を3年次終了までに修得
	学校教育社会学（または比較教育社会学、または教育原理Ⅱ）（注5）	
	教育課程論	いずれか2科目を3年次終了までに修得
	特別活動論	
	教育相談（または学校カウンセリングⅠ）（注5）	
	生徒指導と進路指導（又は学校カウンセリングⅡ）（注5）、または生徒指導（看護学科のみ）	
	教育方法学	
●●教科教育法（実習教科（注4））	3年次終了までに4単位修得	
教科（養護）に関する科目（注2、3）	実習教科（注4）について、3年次終了までに「免許法施行規則に定める科目区分（系列）」に配置している必修科目あるいは選択必修科目の中から系列ごとに最低1科目以上を修得すること。ただし、「養護に関する科目」については、B系列の「学校保健」（4年次必修）を除き、系列ごとに最低1科目以上を修得すること。	

- 注1. 「教職に関する科目」で条件を満たさない場合、参加資格はない。参加資格がないことに伴う実習校への辞退は課程センターからの呼び出しの後、指示に従うこと。
- 注2. 「教科に関する科目」で1系列のみ必修、選択必修科目の修得がない場合は、課程委員会（判定会議）の審議事項となる。
- 注3. 「養護に関する科目」でB系列を除いた1系列のみ必修、選択必修科目の修得がない場合は、課程委員会（判定会議）の審議事項となる。
- 注4. 参加資格判定では実習教科で判定を行う。ただし、実習教科で要件を満たさなかった場合、下表の判定対象の教科でも判定を行う。実習教科「英語」の場合は判定対象教科に加えて「英語科教育法」を最低1科目は履修しておくこと。

実習教科	判定対象の教科
英語	ドイツ語、フランス語、イスパニア語、ロシア語、ポルトガル語
社会	地理歴史、公民、福祉、宗教
地理歴史	社会、公民、福祉、宗教
公民	社会、地理歴史、福祉、宗教
数学	情報

注5. 2014年度よりそれぞれ「学校教育社会学」、「教育相談」、「生徒指導と進路指導」に科目名が変更された。旧科目と同内容。

(6) 2016 年度教育（養護）実習実施者の手続（標準年次：4 年次）

1) 教育（養護）実習費納入

2016年度教育（養護）実習予定の学生は下記の要領にて、教育（養護）実習費・保険料を納入すること。

事項	内容
納入期間・時間	2016年4月4日（月）～11日（月） 9：30～11：30, 12：30～17：00
教育実習費	実習校によって異なるので、「教育（養護）実習参加者掲示および実習費確認」で確認のこと。
保険料	150円（教育実習費が不要の場合でも、保険料の納入は必要。）
納入方法	課程センターで配付する納入書の必要箇所をすべて記入（鉛筆不可）の上、教育（養護）実習費・保険料（2号館1階学事センター証紙販売機にて購入）を貼付して、課程センターに提出。

2) 「教育（養護）実習Ⅰ」・「教育（養護）実習Ⅱ」・「教育（養護）実習Ⅲ」の履修登録

実習終了時期	履修登録	履修登録する科目
2016年7月までに終了	春学期	<p>■中高教諭：教育実習Ⅰ，教育実習Ⅱ，教育実習Ⅲ</p> <p>※実習が2週間の場合，教育実習Ⅲは履修登録しない。</p> <p>※春学期の「教育実習Ⅰ」は事前事後指導であるため，実習実施教科によって登録コードが異なる。時間割表を確認のこと。秋学期の「教育実習Ⅰ」は教科別の登録コードはない。</p>
2016年8月以降に終了	秋学期	<p>■養護教諭：養護実習Ⅰ，養護実習Ⅱ，養護実習Ⅲ</p>

【備考】

- ①「教育（養護）実習Ⅰ」は5回の事前指導および3回的事後指導による1単位〔全学生対象〕。
- ②「教育（養護）実習Ⅱ」は実習2週間による2単位〔全学生対象〕。
- ③「教育（養護）実習Ⅲ」は実習2週間を超えた1～2週間による2単位〔中学・養護免許取得希望の者のみ対象〕。
- ④高校免許状のみ取得希望であっても3週間以上の実習を行う予定の者は、「教育実習Ⅲ」も併せて履修登録を行うこと。
- ⑤「教職実践演習」は秋学期に履修登録すること。

3) 「教育（養護）実習Ⅰ（事前事後指導）」について（授業科目）

2016年度の「教育（養護）実習Ⅰ（事前事後指導）」は（p.36参照）のとおり。

【備考】

- ①教室はLoyola課程センター掲示板で確認すること。2016年7月16日（土）実施の事後指導は教室決定が春学期開始以降になる。
- ②授業日程は変更となる場合があるので，随時Loyola課程センター掲示板で確認すること。
- ③「教育（養護）実習Ⅰ」は授業であるため「出席」をとる。授業の遅刻・欠席は一切認めない。
- ④科目等履修生（教科：英語・その他の外国語の者）は，「外国語学部所属学生以外対象のクラス」へ出席のこと。
- ⑤2016年7月16日（土）の事後指導は，自治体によって教員採用試験と重なる可能性があるため，事前に課程センターに相談のこと。

2016年度 教育実習Ⅰ（事前事後指導）／養護実習Ⅰ（事前事後指導）実施日程

区分	教育実習実施時期	授業回数(計8回)	(日程) (時間) (教室) (担当)	英語・その他外国語	外国語学部所属学生以外/科目等履修生対象		外国語学部所属学生対象	社会・公民・宗教・商業	地理歴史	数学・情報	理科	養護	福祉	備考																																																																																																																								
					外国語学部所属学生対象	外国語学部所属学生以外/科目等履修生対象																																																																																																																																
事前指導	秋学期 実習者 共通	第1回	(日程) (時間) (教室) (担当)	3限/13:30~15:00	後	日	掲	示	澤田 稔					全実習教科共通 事前指導																																																																																																																								
															第2回	(日程) (時間) (教室) (担当)	4限/15:15~16:45	後	日	掲	示	* 杉山 学																																																																																																																
																													第3回	(日程) (時間) (教室) (担当)	2限/11:00~12:30	後	日	掲	示	澤田 稔																																																																																																		
																																											第4回	(日程) (時間) (教室) (担当)	4月16日(土) 3限/13:30~15:00	後	日	掲	示	澤田 稔	4月23日(土) 3限/13:30~15:00	4月16日(土) 3限/13:30~15:00	4月23日(土) 3限/13:30~15:00	4月16日(土) 3限/13:30~15:00	4月16日(土) 3限/13:30~15:00	4月16日(土) 3限/13:30~15:00																																																																														
																																																										第5回	(日程) (時間) (教室) (担当)	* 稲井 達也 4月16日(土) 4限/15:15~16:45	後	日	掲	示	澤田 稔	逸見 シンタル 4月23日(土) 4限/15:15~16:45	和泉 伸一 4月16日(土) 4限/15:15~16:45	長町 裕司 4月23日(土) 4限/15:15~16:45	* 石上健士郎 4月16日(土) 4限/15:15~16:45	中筋 麻真 4月23日(土) 3限/13:30~15:00	* 田村 定義 4月23日(土) 2限/11:00~12:30	西山 悦子 他 4月16日(土) 4限/15:15~16:45																																																														
																																																																									第1回	(日程) (時間) (教室) (担当)	* 佐野 摩美 7月16日(土) 1限/9:15~10:45	後	日	掲	示	澤田 稔	逸見 シンタル 7月16日(土) 1限/9:15~10:45	吉田 研作 7月16日(土) 1限/9:15~10:45	* 平松 恭詩朗 7月16日(土) 1限/9:15~10:45	* 石上健士郎 7月16日(土) 1限/9:15~10:45	* 坂田 裕 7月16日(土) 1限/9:15~10:45	* 田村 定義 7月16日(土) 1限/9:15~10:45	西山 悦子 他 7月16日(土) 1限/9:15~10:45																																															
																																																																																								第2回	(日程) (時間) (教室) (担当)	* 上野 美穂子 7月16日(土) 2限/11:00~12:30	後	日	掲	示	澤田 稔	* 田嶋 英治 7月16日(土) 2限/11:00~12:30	坂本 光代 7月16日(土) 2限/11:00~12:30	長町 裕司 7月16日(土) 2限/11:00~12:30	* 石上健士郎 7月16日(土) 2限/11:00~12:30	中筋 麻真 7月16日(土) 2限/11:00~12:30	木川田喜一 7月16日(土) 2限/11:00~12:30	西山 悦子 他 7月16日(土) 2限/11:00~12:30																																
																																																																																																							第3回	(日程) (時間) (教室) (担当)	3限/13:30~15:00	後	日	掲	示	澤田 稔																								
																																																																																																																							第1回~ 第3回	(日程) (時間) (教室) (担当)	12月10日(土) 3~5限/13:30~18:30	後	日	掲	示	澤田 稔								

* 非常勤講師

4) 教育（養護）実習実施～教育（養護）実習中の授業欠席

事項	内容
教育（養護）実習実施	『教育（養護）実習の手引き』参照のこと。
教育（養護）実習日誌	『教育（養護）実習日誌』（学習指導案添付）は、実習校の総合所見が記入される。実習校から返却され次第速やかに課程センターまで提出すること。提出が遅れると、成績評価に支障をきたすので注意すること。
教育（養護）実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 成績評価	教育（養護）実習事前事後指導の出欠席、『教育（養護）実習日誌』、学習指導案、出勤簿、教育（養護）実習学生評価表にもとづいて成績を評価する。
教育（養護）実習中の授業 欠席	教育（養護）実習期間中に授業を欠席する場合は、各自で願い書（p.56の「15. 文例・様式集」参照）を作成し、実習前に授業担当教員に相談の上、提出すること。

(7) 2017年度教育（養護）実習実施者の手続（標準年次：2～新3年次）

※ガイダンスは既に終了

1) 教育（養護）実習準備ガイダンス

教育（養護）実習履修の前々年度に、教育（養護）実習についての手続方法等のガイダンスを行う。

事項	
日時・場所	2016年1月18日（月） 18：45～20：15 12-102教室
対象	2017年度教育実習実施希望者
内容	教育実習校への実習依頼にあたっての手続等について
配布物	2017年度教育実習依頼について、2017年度教育実習受入回答書 他

2) 内諾活動（2016年1月～9月）

原則として、出身校（母校）に依頼すること。やむを得ず出身校に依頼できない場合（出身校が国外または日本の外国人学校、出身校での教育（養護）実習希望者が多く抽選に漏れた等）は、居住地や実家周辺の公立学校などに依頼してみる。それでも受入先が見つからない場合は早めに課程センターに相談に来ること。ただし、本学では実習校を斡旋していない。

依頼の際は、上記1)のガイダンスで配付した実習校への依頼書類を実習校に持参すること（東京都公立学校の場合は不要）。

【内諾活動にあたっての注意事項】

- ・実習校によっては、先着順、選考試験等を課する場合がありますので、早めにアポイントを取ることが望ましい。
- ・必ず事前に先方の学校に電話を、訪問する日時等について約束をとること。
- ・訪問の際は、服装・頭髪等に気を付け、失礼のないよう十分に注意すること。
- ・出身校以外の学校に依頼する場合は、大学所定書類のほか、市販の履歴書を記載の上、持参すること。
- ・実習校は中学、高校のどちらでもよいが、中学免許を取得希望する場合は3週間以上の実習が必要。また、養護教諭免許を取得希望の場合は4週間（2016年度実施分）の実習が必要。

3) 東京都立学校教育（養護）実習申込

東京都内の公立学校で教育実習を希望する者は、あらかじめ実習を希望する学校に連絡、口頭で内諾を得ておくこと（中学校は、市区町村によって内諾の必要がない場合がある）。また、必ず次の申込手続をすること。

	事項
日時	2016年9月12日（月）～16日（金） 9：30～11：30, 12：30～17：00
場所	課程センター（2号館1階）
提出物	東京都立学校教育実習申請書（課程センター窓口で配布）

4) 教育（養護）実習参加予定者掲示

受入回答書が実習校から大学に送付された学生について掲示するので、課程センターで受入回答書の写しを受領すること。実習校に申し込んでいて掲示にない場合は、課程センターに問い合わせること。

- ・日時：2017年1月11日（水）
- ・場所：（掲示）Loyola課程センター掲示板（受入回答書の写し）課程センター窓口（2号館1階）

5) 教育（養護）実習参加者掲示および実習費確認

- ・日時：2017年3月23日（木）10：00～
- ・場所：（掲示）Loyola課程センター掲示板（資料等配布）課程センター窓口（2号館1階）

なお、教育（養護）実習に係る費用は実習校により異なる。教育（養護）実習費は原則として本学から実習校に送金するが、実習生が持参することもある。各自の実習に係る費用については、2017年3月23日（木）にLoyola課程センター掲示板に教育（養護）実習参加者掲示と併せて掲示するので確認すること。

6) 教育（養護）実習費納入

納入に関する詳細な日程・方法は、上記5)の資料等配布時に提示する。

(8) 2018年度教育（養護）実習実施予定者の手続（標準年次：2年次）

1) 教育（養護）実習準備ガイダンス

教育（養護）実習履修の前々年度に、教育（養護）実習についての手続方法等のガイダンスを行う。

	事項
日時・場所	2017年1月16日（月） 18：45～20：15 場所は後日掲示
対象	2018年度教育実習実施希望者
内容	教育実習校への実習依頼にあたっての手続等について
配布物	2018年度教育実習依頼について、2018年度教育実習受入回答書 他

※上記(8)に関して、準備ガイダンス以降の教育（養護）実習に係る手続については、上記ガイダンスおよび『2017年度履修要覧（課程編）』で再確認すること。

8. 教職実践演習（1種免許）

(1) 教職実践演習とは

平成 20 年 11 月の教育職員免許法施行細則の改正により、平成 22 年度（2010 年度）入学者から、教員免許状取得に必要な科目として「教育実践演習」（2 単位）が導入された。履修時期は、「すべての科目を履修済み、あるいは履修見込みの時期（通常は 4 年次の後期）に設定することが適当」とされ、従来の「総合演習」を廃止し、「教職実践演習」を開講する。

この「教職実践演習」は、教職課程の他の授業科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じ、学生が身に付けた資質能力が教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合、形成されたかについて、大学が自らの養成する教員像や到達目標に照らして最終的に確認するものであり、いわば全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられている。

(2) 「教職実践演習」の履修について

①履修条件（以下のいずれかに該当していること）

- (a) 2009 年次生以前で教育実習を既に終えているが、総合演習（2012 年度まで開講）の単位を修得していない学生。
- (b) 2010 年次生以降で教育実習を既に終えているが、当該科目を単位修得していない学生。
- (c) 2016 年度春学期あるいは秋学期に教育（養護）実習を行う 4 年次生以上（科目等履修生含む）の学生。

※原則として教育実習実施年度に教職実践演習を履修すること。

②2016 年度の開講クラス（p.21 4. 開講科目一覧参照）

科目名	開講期	クラス	対象
教職実践演習（中高教諭）	秋	6 クラス（A～F：定員 35 名）	中高教諭免許取得者
教職実践演習（養護教諭）	秋	1 クラス（定員 35 名）	養護教諭免許取得者

③履修登録

秋学期のみに開講しているので、曜日・時限を確認の上、履修登録期間に履修登録すること。

(3) 「履修カルテ」について

「教職実践演習」の履修に際し、学生による、それまでの学びの軌跡を示す『履修カルテ』を作成することが義務付けられている。この履修カルテは、教職実践演習における指導のための資料となる。このため、4 年次秋学期の教職実践演習の授業開始前までに履修カルテを作成しておくこと。教職実践演習を履修する学生は、Loyola 内の「教職履修カルテ」にて必要項目を入力すること。入力方法等は、以下を参照のこと。ただし、科目等履修生は Loyola 内の「教職履修カルテ」に対応していないため、「Loyola 課程センター掲示板」に掲示している Excel 版のカルテを各自ダウンロードして作成すること。

【操作方法】

- ①「Loyola」を起動して、「カリキュラム履修関係」⇒「教職履修カルテ」をクリックする。
- ②修得状況を確認する履修カルテを選択して、「表示」ボタンをクリックし、「教職関連科目修得状況確認」画面を表示する。
- ③入力したい項目にカーソルを合わせて必要事項を入力する。入力後は必ず「保存」ボタンをクリックする。「保存」ボタンをクリックしないと、入力した情報は保存されない。

【補足事項】

- ①カルテを入力するには、「教職課程履修申込」を済ませなければならない。
- ②カルテに必要事項を入力する時期は6月以降に行うこと。(4・5月に入力した場合、入力した情報が保存されない場合がある)
- ③Loyolaの「成績公開期間外」は履修カルテを入力することはできない。
- ④「教科に関する科目」及び「施行規則66条の6に定める科目」は、入力不要。
- ⑤自学科で取得できない「教科」を履修している場合、該当する「〇〇科教育法」欄のみ記載する。
- ⑥同じ授業が複数のカルテに該当する場合、1つのカルテで振り返りを行うと、すべてのカルテに反映される。
例. 中学社会、高校地歴・公民の履修申込をしている場合、中学社会のカルテに「教職概論」の記入をすると、高校地歴・公民のカルテにも反映される。

9. 留学・休学と教職課程履修

(1) 留学・休学する場合の前提事項

各人の留学・休学の状況によって異なるが、4年間で免許取得することは大変な努力が必要である。特に「休学」の場合、卒業に必要な修業年限を満たすことができなくなるので、自動的に4年で免許取得することは不可能になる。

また、「留学」、「休学」いずれの場合も、学籍状態が「在学」ではないため、留学中や休学中には以下のことはできない。

- ①授業科目の履修（登録）
- ②介護等体験実施（介護等体験申込は代理人に委任状を託した上で可）
- ③教育実習実施（教育実習先へのコンタクトは可）

(2) 「留学・休学者個人票」による指導

教員免許状を取得するには、卒業要件に加えて必要科目の履修、介護等体験、教育実習などが必要となる。留学・休学することによって、介護等体験や教育実習の実施タイミング（教育実習参加資格を満たさなければならないタイミング）が大きく変わってくるので、必ず留学前に課程センター窓口で指導を受けること。手続時期等含め、「留学・休学者個人票」を用いて指導する。

☆「留学・休学者個人票」・・・p.55に様式例掲載。

Loyola 課程センター掲示板にはPDFファイル掲載、課程センター窓口にはペーパーで設置

(3) 教職課程への単位認定

①単位認定の対象科目

留学・海外短期研修先で単位修得した科目のうち、「本学の卒業要件として換算・認定された科目」（学事センターで手続）。

ただし、その外国の大学が「授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学」であるという条件付き。

②教職課程上の単位認定先

以下 (a), (b) に単位認定される可能性あり。なお、「教職に関する科目」への単位認定は認めていない。

- (a) 「教科に関する科目」表に記載のある科目
- (b) 「施行規則 66 条の 6 に定める科目」に該当する科目

③手続期限

帰国後 3 ヶ月以内

④手続方法

学事センターで手続する卒業要件への単位認定と密接に関係しているので、上記単位認定を希望する場合、帰国後速やかに課程センター窓口にご相談すること。単位認定の流れ、必要書類等について説明する。

10. 教育職員免許状申請（1種免許・専修免許）

教育職員免許法で定める教育職員免許状取得の所要資格を満たした者は、都道府県教育委員会に申請することにより、免許状を取得することができる。申請方法は下記の2つがあるが、卒業年度末に免許状を取得するには大学を通じて「一括申請」をしなければならない。ただし、一括申請は3月末まで在籍している者が対象となるため、9月卒業者は一括申請することはできず「個人申請」となる。

なお、編入学生や科目等履修生で上智大学以外の大学で修得した単位を使用する場合は一括申請できないパターンも存在するので、課程センターに確認すること。

(1) 一括申請

本学卒業（修了）予定者で、教育職員免許状取得の所要資格を有する見込の者は、在学中に免許状の授与申請ができる。本学が東京都教育委員会に一括申請を行うことにより、卒業年度末までに免許状が交付される。この一括申請の手続を行わない場合、(2) 個人申請となる。

1) 一括申請ガイダンス

一括申請に必要な手続について説明し、申請書類を配付する。

期日	時間	場所	備考
2016年7月4日（月）	18：45～20：15	後日掲示	2016年度「科目等履修生」で、秋学期に単位修得科目がない場合は一括申請できない。

2) 一括申請申込

手続期間等	申請方法・申請料
期間 2016年7月5日（火）～15日（金） 時間 9：30～11：30、12：30～17：00 場所 課程センター（2号館1階）	①ガイダンスで配付される申請書に必要事項を記入し、教員免許状申請料の証紙（2号館1階学事センター内証紙販売機にて購入）を貼付して課程センターに提出。 ②申請書に添付する証明書等の詳細については、ガイダンス時に説明する。 ③申請料（申請件数により手数料が異なる） 1件につき3,300円（2015年度実績） 例. 中高英語申請・・・3,300円×2=6,600円

3) 一括申請宣誓・署名・捺印

一括申請の申込を行なった学生は宣誓・署名・捺印をすること。

期日	時間	場所	備考
2016年12月12日（月）	17：00～	後日掲示	宣誓書の内容を確認し、署名・捺印（シャチハタ不可）する。

4) 免許状取得者発表および免許状交付

事項	期日	時間	場所	備考
免許状取得者発表	2017年3月中旬 （卒業者発表日）	10：00～	Loyola 課程センター掲示板	卒業（修了）者発表と同タイミング
免許状交付	2017年3月27日（月）	12：30～	課程センター（2号館1階）	受け取れない場合は、後日郵送

5) 一括申請に関する注意

- ①一括申請をしても、当該年度に必要な単位を修得できない、または卒業（修了）できない場合、免許状は交付されない。免許状取得見込がないと判断した場合、2017年2月末までに課程センターにて免許状申請の取り下げ手続を行うこと。
- ②卒業を延期する場合は、次年度あらためて一括申請申込をしなければならない。

(2) 個人申請

一括申請をしなかった場合、あるいは一括申請の出願要件に合わなかった場合は「個人申請」となる。

【手続方法】

- ・ 教員就職する場合・・・内定先の学校が所在する都道府県の教育委員会へ3月中に個人申請することができる。
※居住地の教育委員会でも可。
- ・ 教員就職しない場合・・・各自が卒業年の4月以降に居住する都道府県の教育委員会へ申請。

なお、各教育委員会によって手続方法や提出書類が異なるので、各都道府県教育委員会免許担当部署へ問い合わせること。

<東京都教育委員会の場合>

免許一括申請対応のため、例年2月中旬～4月中旬まで個人申請受付を停止している(都内学校内定者を除く)。

※教員就職する場合は受け付けてくれるが、教員就職しない場合は、4月中旬以降の受け付けとなる(詳細は各自で確認すること)。

11. 教員就職

(1) 教員就職支援

本学では、キャリアセンター（2号館1階）において、教職希望者に対して、「就職支援プログラム—教員研究シリーズ」の開催、個人面談等の支援サービス、並びに求人情報の開示を行っている。また、過年度に教員採用試験を受験した人たちの就職体験報告書や、中学・高等学校からの募集要項等の資料が揃っているので、キャリアセンターを利用しよう。詳細については、Loyola キャリアセンター掲示板や、本学 HP から「キャリア・就職支援」のページを参照のこと。

(2) 教員採用試験

1) 公立学校

公立学校の教員になるためには、各都道府県または市の教育委員会が実施する公立学校の教員採用試験に合格し、採用候補者名簿に登録されなければならない。この名簿の中から、その年度の欠員状況などを考慮して選定し、身体検査などの所定の手続を経た上で採用が決定される。しかし、採用枠が少なければ採用されないこともある。名簿登載期間は1年間の場合が多い。教育委員会への出願から合格・採用内定までは、おおむね下記のとおりである。

【公立学校採用の流れ】

4月上旬～6月下旬	募集要項（願書）配付
4月上旬～6月中旬	願書受付
7月初旬～下旬	1次試験
8月上旬～9月上旬	1次合格発表
8月上旬～9月中旬	2次試験
9月下旬～10月下旬	最終合格者発表（名簿登載）
2月下旬～3月中旬	面談（赴任校決定）

一部の教育委員会からは、採用試験の実施要綱がキャリアセンターへ送付されてくるが、詳細については各自が教育委員会に問い合わせること。

2) 私立学校

多くの私立学校は学校独自で教員採用を行っており、各学校のHPに求人情報が掲載されている。なお、「日本カトリック学校連合会」、「キリスト教学校教育同盟」、「日本私学教育研究所」といった一般社団法人等が求人情報を集約して掲載している。

キャリアセンターに求人があったものは、一般企業と同じように教科を明記して掲示している（Loyola キャリアセンター掲示板）。

また、東京・静岡・愛知・兵庫・広島の私学協会では、独自に「私学教員適性検査」を実施している。採点が終了すると、成績順に「受験者名簿」に掲載され、各私立学校へ配布される。各学校は、名簿の中から人材を選び、面接などを経て採用する。各私学協会の適性検査実施日程等については各自で問い合わせること。

【参考】東京都私学教員適性検査実施の流れ

6月上旬	募集要項配布
6月下旬～7月上旬	出願書類の受付
8月下旬	適性検査実施
9月中旬～	検査結果通知

12. 教員免許状に関する証明書の発行

本学で発行している教員免許状に関する証明書は以下2種類である。

証明書の名称	用途など	発行対象者	発行形式	申込先・手数料 etc
学力に関する 証明書	教育職員免許法に基づき 修得した機関・単位修得状 況を証明するもので、主に 教員免許状の授与申請（各 都道府県教育委員会あて） や在学中に修得した教職 課程科目の単位を確認す るための証明書（卒業後、 他大学で教職課程を履修 する場合、必要となる）。	①本学卒業生 ②本学科目等履修生（在 学者・終了者）	学校種、免許教科ごと に発行	◆申込先 学事センター証明書窓口 （2号館1階） ◆発行手数料 1枚につき400円 ◆申込～発行までの所要日数 （学力に関する証明書） <u>本学業務日5日後の発行</u> （教員免許状取得見込証明書） <u>本学業務日3日後の発行</u>
教員免許状取得 見込証明書	当該年度、教員免許状を取 得見込であることを証明 するもので、主に教員採用 試験受験（公立・私立）で 使用する証明書。	①本学在学学生 ②本学科目等履修生（在 学者） ※免許取得見込年度の4 月11日以降発行開始	複数の学校種、免許教 科であっても1枚にま とめられる	※「教員免許取得証明書」あるい は「教員免許資格証明書」に類 するものは発行していない。

※長期休業期間中の申込～発行までの所要日数は、上記のとおりではない。

13. 学部卒業後の教員免許状取得方法（科目等履修生制度）

教員免許状取得に必要な単位を修得せずに卒業した場合、学部の「科目等履修生（教職・学芸員課程履修コース）」となり、免許取得に必要な科目を履修するのが一般的である。不足単位の履修相談にあたっては、p.45「12. 教員免許状に関する証明書の発行」で紹介している「学力に関する証明書」を用意することが必要となる。

(1) 本学で免許取得する場合

本学の「科目等履修生（教職・学芸員課程履修コース）」となり、不足単位を修得することが可能である。なお、本学大学院に進学した場合であっても、1種免許状取得に必要な科目を履修するためには、「科目等履修生（教職・学芸員課程履修コース）」になる必要がある。

1) 募集時期等（年2回）

学期	募集要項配布（窓口）・掲載（大学HP）	出願時期
春学期	3月初旬～	3月中旬～下旬
秋学期	8月下旬～	9月上旬～中旬

2) 対象者

- ①本学卒業生
- ②本学大学院生（学部卒業は上智大学以外でも可）
- ③上智短期大学部在学学生・・・出願条件は、「上智短期大学部内の選考を通過していること」
- ④聖母大学卒業生・・・出願条件が複数あるので募集要項で確認が必要

3) 詳細

募集要項参照のこと。

【参考】

上智大学HP : http://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/teaching/katei_sotsu

4) 注意事項

- ①「科目等履修生（自由履修コース）」で学部開講科目の単位を修得しても、教員免許状申請には使用できない。必ず、「科目等履修生（教職・学芸員課程履修コース）」で必要単位を修得すること。
- ②上記制度は学内選考があるので、「(2) 対象者」であっても選考を通過するとは限らないので、予め承知しておくこと。

(2) 他大学で免許取得する場合

他大学の科目等履修生、あるいは通信制課程で不足単位を修得する。ただし、科目等履修生制度は、多くの大学で「その大学の卒業生であること」が条件となっているので、確認が必要である。なお、卒業後他大学で免許取得する場合も、「学力に関する証明書」を用いて履修相談することが必要になる場合が多いので、先方に確認が必要となる。

【参考】

私立大学通信教育協会 : <http://www.uce.or.jp/>

14. 教職課程 Q & A

(1) 教職課程の履修について

Q：教職課程を履修するためには、どうしたらよいのですか？

A：教職課程を履修するためには、教職課程新規履修者ガイダンス（p.25）に出席し、教職課程履修申込を行い、教職課程履修者になる必要があります。教職課程履修申込手続の詳細については、本書 p.25～を参照してください。

Q：教職課程履修申込を行う前に履修した科目の単位は、教員免許状取得に必要な科目として認められますか？

A：認められますが、教職課程の履修を決めている場合は、早めに申込を行うようにしてください。

Q：卒業するまでに、教員免許状は取得できますか？

A：教職課程の履修の進度は、所属学科の卒業要件や各自の履修状況等により異なります。自学科で取得できる教科については卒業までに取得できるように配慮していますが、複数の教科を卒業までに取得できるかどうかは一概に言えません。なお、教員免許取得に必要な科目・単位数、およびそれに係る手続は非常に多いので、遅くとも2年次には、教職課程に係る科目の履修を開始し、教職課程を視野に入れた履修計画を立てる必要があります。

Q：2つの教科の免許を取得する場合、「教職に関する科目」は、2度履修する必要がありますか？

A：「教職に関する科目」のうち、「教科教育法」以外の科目については、2度履修する必要はありません。1度履修したものが、複数の免許の要件となります。

(2) 教職課程に関するカリキュラム・履修登録について

Q：教職課程に係る科目は、卒業単位になりますか？

A：所属する学科によって異なります。所属する学科の履修要覧で確認してください。
なお、教育実習（養護実習）はすべての学科で卒業単位にはなりません。

Q：教職課程に係る科目は、年間最高履修限度の単位に算入されますか？

A：算入されます。但し、3年次生以上（看護学科生、理工学部生は2年次生以上）で履修登録をする前の学期までに教職課程履修申込をしていれば、1学期あたり6単位、年間10単位まで超過履修することができます。手続は課程センターで行ってください。手続期間など詳細については、各学期の履修登録の時期に Loyola の課程センター掲示板で確認してください。

(3) 教育（養護）実習について

Q：教育（養護）実習は3年次に行くことはできますか？

A：できません。必ず4年次以降（国際教養学部秋入学の学生は7セメスター以降）に行く必要があります。

Q：教育（養護）実習の依頼は、実習校を訪問しなくては行けませんか？

A：訪問することが望ましいです。但し、実習校が遠方である場合には、実習校の指示に従ってください。まずは、実習校に電話連絡し、実習を行いたい旨を申し出てください。詳細については、p.31 2) を参照してください。

Q：出身校に実習の依頼に行ったところ、「来月の職員会議で受入れについて決定し、回答する」と言われました。心配なので、回答がある前に別の学校にも依頼してもいいですか？

A：複数の学校に同時に依頼することは、絶対にしないでください。正式な回答があるまで不安だと思いますが、ひとつの学校から受入れ不可の回答が出たことを確認後、別の学校に依頼をしてください。

Q：高校の免許のみを取得する予定ですが、中学で教育実習を行ってもいいのですか？

A：教育（養護）実習は、中学、高校いずれで行っても構いません。但し、中学免許を取得する場合と、高校免許を取得する場合とでは、必要な実習週数が異なります。そのため、必要な実習週数で受入れを行っていただけの学校で実習を行う必要があります。

- * 中学免許取得の場合（中学・高校共に取得の場合を含む）…実習期間 3 週間以上
- * 高校免許取得の場合…実習期間 2 週間
- * 養護教諭免許取得の場合…実習期間 4 週間

Q：中学と高校の免許を取得中です。教育（養護）実習は、中学と高校でそれぞれ実施する必要がありますか？
A：必要ありません。いずれかで結構です。但し、実習期間は最低 3 週間必要です。また、養護実習は 4 週間必要です。

Q：ポルトガル語学科で、高校のポルトガル語の免許を取得中です。しかし、出身校では、ポルトガル語の授業がないため、英語で授業するように言われました。英語で実習をすることは、可能ですか？

A：実習教科と取得免許教科は、一致していることが望ましいです。しかし、ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、ポルトガル語の免許を取得する場合、当該教科で教育実習を行うことが困難です。その場合、実習校の了解があれば、英語で実習をすることは可能です。しかし、その場合は、実習前年度までに、少なくとも「英語科教育法」を最低 1 科目は履修しておくようにしてください。（p.34 (5) の実習参加資格を参照のこと）

Q：複数の免許教科を併行して履修しています。教育実習は、どの教科で行うのですか？ それぞれの教科で実習しないといけないのでしょうか？

A：いずれか 1 つの教科で構いません。すべての教科で実習を行う必要はありません。

Q：出身校に実習の依頼をしたところ、希望者が多く、抽選に外れてしまいました。大学から実習校を紹介してもらえますか？

A：本学では、教育実習校の斡旋は行っていません。出身校で実施できない場合は、出身校以外の学校に各自依頼するようにしてください。なお、その場合は、必ず、事前に電話連絡し、状況をご説明したうえで、訪問してください。訪問の際は、履歴書（市販のもので可）を忘れずに持参しましょう。自分で探したもののどうしても見つからない場合は、早めに課程センターに相談するようにしてください。

Q：私は、帰国子女で、中学・高校ともに、海外の学校を卒業しています。教育実習をインターナショナルスクールで行うことは可能ですか？

A：教育実習は、必ず国内の中学校もしくは高校で行ってください。また、国内であってもインターナショナルスクール、中華学校、朝鮮学校など「学校教育法第 1 条」にもとづかない外国人学校での教育実習はできません。

(4) 介護等体験について

Q：介護等体験は、履修登録する必要がありますか？

A：介護等体験は科目ではないため、履修登録をする必要はありません。介護等体験を行うためには、体験を実施する前年度に介護等体験申込を行う必要があります。詳細は、p.28 を参照してください。

Q：介護等体験（7 日間）が終了した後、体験先から証明書を発行してもらいましたが、この証明書は、どのように使用しますか？

A：介護等体験証明書は、免許状を一括申請（標準 4 年次）（p.42）する際に、その写しを申請先である東京都教育委員会に提出します。

Q：介護等体験証明書の保管はどうなりますか？

A：証明書のオリジナルは、本人の責任で生涯保管してください。なお、この証明書は、絶対に紛失しないでください。体験先の学校および社会福祉施設とも、証明書の再発行は行いませんので、万一紛失した際は、再度体験を行わなければならない場合があります。

(5) 留学・休学する場合の対応について

Q：留学を予定していますが、卒業までに教員免許の取得はできますか？

A：可能な学科もありますが、所属する学科のカリキュラム等により、必ずしも4年間で卒業、免許取得ができるとは限りません。

Q：交換留学をした場合、留学先で修得した単位が卒業単位の一部として認められますが、教職課程の単位として認められますか？

A：留学中に修得した単位（本学の卒業要件として換算・認定された科目のみ）が「教科に関する科目」 または「66条の6」の科目として免許状取得に必要な単位として認められるかどうかについては必ず課程センターに確認をしてください。 なお、「教職に関する科目」への単位認定は一切行なっていません。

Q：留学前に教職に関する手続で行うべきことはありますか？

A：課程センターで「留学者・休学者履修相談票」を配布します。それに本人が記入したものに基つき、個人の教職課程履修の進捗等を考慮したうえで、その後の履修計画や教職に係る手続等について指導します。指導を受けた後、課程センターに写しを提出してください。
留学に行く方は必ず相談に来てください。

Q：留学中に、介護等体験申込や教育実習先へコンタクトを取ることはできますか？

A：介護等体験申込は代理人に委任状を託したうえで、申込期間中に行なってください。但し、必ず、実施時期の前に帰国していることが条件となります。教育実習先へコンタクトを取ることは留学先からでも構いません。

Q：留学中で教育実習実施年度の事前指導に出席することができないのですが？

A：教育実習する前年度の事前指導に出席してください。事後指導は教育実習実施年度に出席することになります。

(6) 免許状の申請について

Q：教員免許状は、大学が発行するのですか？

A：教員免許状は、都道府県の教育委員会が発行します（授与権者は教育委員会です）。

Q：大学の一括申請の申込を忘れてしまいました。免許取得に必要な単位はすべて修得しているのですが…。

A：卒業後、個人で申請すれば、免許状は取得できます。その場合は、ご自身の住民票記載住所のある都道府県の教育委員会に申請してください。なお、申請に必要な書類は、教育委員会によって異なりますので、各自で教育委員会に確認してください。

(7) 教員就職・教職に係る証明書について

Q：学校の教員職に就くためには、どうしたらよいですか？

A：公立学校の教員になるためには各都道府県が実施する教員採用試験を、私立学校については各学校が個別に実施する採用試験を受験し、合格する必要があります（p.44参照）。教員就職に係る情報については、本学のキャリアセンターで取り扱っています。

Q：教員採用試験等に応募する際、「教員免許状取得見込証明書」が必要と言われました。これは、どこで入手できるのですか？

A：学事センター証明書窓口（2号館1階）で申込を行ってください。証明書自動発行機による発行はできません。なお、発行は、4年次の4月11日（月）以降になります。また、即日発行はできませんので、余裕をもって申し込んでください（申込日より本学業務日3日後発行）。詳細はp.45参照のこと。

(8) 卒業生・大学院生の教員免許取得について

Q：学部在学中に、教員免許に必要な単位をいくつか修得できませんでした。卒業後に上智大学で不足している単位を修得することはできますか？

A：できます。科目等履修生*として、履修することになります。p.46 参照のこと。

***科目等履修生とは…**

本学卒業生（有料）もしくは、本学大学院生（無料）が教員免許取得のために、本学所定の一または複数の授業科目の履修をするために、設けられている制度です。在籍を希望する場合は、出願をする必要があります。春学期と秋学期の計2回募集していますので、申込期間等は課程センターに確認するようにしてください。

Q：学部在学中に、教員免許に必要な単位をいくつか修得できませんでした。卒業後に他大学で修得することは可能ですか？

A：可能です。教職課程に係る単位は、複数の大学で修得したものを合算した結果、教育職員免許法で定められている最低必要単位数が満たされていれば、免許は取得できます。但し、事前に履修する大学の通信教育、科目等履修生制度等を十分に確認しておいてください。また、複数の大学で必要な単位を修得する場合は、それぞれの大学の認可状況、科目の開設状況等が異なることにより、履修の間違い・トラブルが多くありますので、履修に際しては各大学の担当の方にも十分相談してください。

Q：学部卒業時に1種免許状を取得していません。大学院で1種免許状と専修免許状を同時に取得できますか？

A：専修免許状が取得できるか否かは、在籍する専攻によって異なります。本学の場合、各専攻で取得できる専修免許状については、本書p.8を参照してください。専修免許状の基礎となる1種免許状取得に係る科目については科目等履修生として履修し、専修免許状取得に必要な科目については大学院生として履修することになります。（学籍を2つ持つこととなります）

(9) 編入生について

Q：外国語学部英語学科の3年次に編入してきました。編入前の大学で教職に係る科目をいくつか履修しました。これらの科目は、上智大学の教職課程で履修したものとして認められますか？

A：編入前の大学の課程認定状況、修得した単位・科目によって異なります。編入学前の大学で、教職に係る単位を履修している場合は、当該大学で、教職課程の「学力に関する証明書」（本学でこれから取得を希望する学校種・教科のもの）を発行していただき、課程センターに持参のうえ、履修相談を受けてください。

Q：神学科3年次に編入してきました。課程センターで履修指導を受けましたが、他の編入生と指導内容が異なりますが…？

A：編入生の履修指導は、編入前の状況（編入前の大学の課程認定*の有無、大学・短期大学の別、個人の履修状況等）によって、同じ学科、年次に編入をした方でも、指導内容は、個人により大きく異なります。必ず、課程センターで個別指導を受けるようにしてください。

***課程認定とは…**

大学は、教員免許状の取得要件となる開講科目すべてについて、文部科学省の審査を受け、認可を受けています。この認可を受けていることを「課程認定」といいます。

Q：上智大学短期大学部を卒業し、外国語学部英語学科3年次に編入しました。上智大学短期大学部では、課程認定がないため、免許状に必要なすべての科目を履修する必要がありますか？

A：「教育職員免許法施行規則66条の6に定める科目」（日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作）については、課程認定のない大学であっても修得した単位を教員免許取得の際に使用することができます。但し、上智大学短期大学部発行の「学力に関する証明書」が必要になります。

[注] 編入生は、教職課程の履修を開始する前に必ず、課程センターで履修指導を受けてください。

教職課程 単位修得状況の確認(3/4)
(施行規則66条の6に定める科目／教職に関する科目)

1. 施行規則66条の6に定める科目

免許法上の科目名	修得済単位数	修得すべき単位数	本学での開講科目名	備考
日本国憲法			憲法(全学共通科目)	※法学部生は学科科目の「憲法(基本的人権)」(科目C:330140)および「憲法(統治機構)」(科目コード:330160)必修。
体育			ウエルネスと身体(全学共通科目)	
外国語コミュニケーション			各学科を卒業するための語学科目	
情報機器の操作			情報リテラシー(●●●)	

2. 教職に関する科目

	教育職員免許法施行規則に定められた科目	2015年度までに修得済の科目 (他大学の開講科目名・単位数)		2016年度～修得すべき科目 (本学の開講科目名・単位数)	
		科目名	単位数	科目名	単位数
第一欄	各科目に含めることが必要な事項				
第二欄	教職の意義及び教員の役割			教職概論	
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む)				
	進路選択に資する各種機会の提供等				
第三欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			教育原理 I	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			教育心理学	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			学校教育社会学	
第四欄	教育課程の意義及び編成の方法			教育課程論	
	特別活動に関する科目			特別活動論	
	各教科の指導法				
	道徳の指導法			道徳教育の理論と実践	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			教育方法学	
	生徒指導の理論及び方法			生徒指導と進路指導	
	進路指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			教育相談	
第五欄	教育(養護)実習			教育(養護)実習 I (事前事後指導)	
				教育(養護)実習 II	
				教育(養護)実習 III	
第六欄	教職実践演習			教職実践演習	
【課程センター使用欄】		計		計	

確 認 印	
-------------	--

教職課程 単位修得状況の確認(教科に関する科目)(4/4)

3. 教科に関する科目

※履修教科取得予定者は、教科ごとに作成すること。また、どの学科の「教科に関する科目」表を使うか記載すること。

◆中学校教諭1種()

学科 ◆高等学校教諭1種()

学科

系列	年度		年度		年度		小計	必/選必修 全て修得済?
	必修	選択必修	必修	選択必修	必修	選択必修		
A	必修	必修	必修	必修	必修	必修		
	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修		
	選択	選択	選択	選択	選択	選択		
B	必修	必修	必修	必修	必修	必修		
	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修		
	選択	選択	選択	選択	選択	選択		
C	必修	必修	必修	必修	必修	必修		
	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修		
	選択	選択	選択	選択	選択	選択		
D	必修	必修	必修	必修	必修	必修		
	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修		
	選択	選択	選択	選択	選択	選択		
E	必修	必修	必修	必修	必修	必修		
	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修		
	選択	選択	選択	選択	選択	選択		
F	必修	必修	必修	必修	必修	必修		
	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修		
	選択	選択	選択	選択	選択	選択		
G	必修	必修	必修	必修	必修	必修		
	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修		
	選択	選択	選択	選択	選択	選択		
H	必修	必修	必修	必修	必修	必修		
	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修		
	選択	選択	選択	選択	選択	選択		
I	必修	必修	必修	必修	必修	必修		
	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修		
	選択	選択	選択	選択	選択	選択		
						合計		

【課程センター使用欄】

--	--

確認	印
----	---

※本学学生は過去に修得した単位を修得年度ごとに記載。

※編入学生・科目等履修生で「学力に関する証明書」を持っている場合は、確認の上記載。

教職課程

記入日： 年 月 日

(2) 留学・休学者個人票

* 個人票を記入し、不明な点は課程センターにて確認すること。

学 生 番 号		氏 名	
留学・休学中連絡先	E-mail	TEL	
学籍異動予定	年度 通年/春学期/秋学期	年度 通年/春学期/秋学期	交換留学/一般留学/休学
海外渡航期間	年 月 日～	年 月 日	取得予定免許種別 中学校 / 高校

今後の予定

4月	年度(学年 年次) 10月	3月
4月	年度(学年 年次) 10月	3月
4月	年度(学年 年次) 10月	3月
4月	年度(学年 年次) 10月	3月

予定年月日	行 事	手続き方法 (○で囲む)
年9月末	①教職課程履修申込	本人申込 代理人申込(委任状) 申込済み
年1月中旬	②教育実習準備ガイダンス	本人出席 代理人出席 帰国後書類受取
年1月中旬	③介護等体験ガイダンス	本人出席 欠席
年1月中旬	④介護等体験申込体験費納入	本人申込納入 代理人申込納入(委任状)
年6月中旬	⑤第1回介護等体験事前指導	本人出席 欠席
年6月下旬	⑥第2回介護等体験事前指導	本人出席 欠席
年8月～翌年3月	⑦介護等体験実施	本人実施
年9月中旬	⑧教育実習申込(東京都立学校のみ)	本人申込 代理人申込(委任状)
年3月下旬	⑨教育実習参加資格判定結果確認	本人確認 代理人確認
年4月上旬	⑩教育実習費等納入	本人納入 代理人納入(委任状)
年4月上旬	⑪教育実習春学期履修登録	本人登録 ※春学期が学籍上留学になる場合は秋学期に登録
年4月	⑫教育実習事前指導	本人出席 ※帰国後出席できない場合は前年度に出席しておくこと 帰国後書類受取
年4月～7月	⑬教育実習実施(春学期)	本人実施
年7月上旬	⑭一括申請ガイダンス	本人出席 代理人出席
年7月中旬	⑮一括申請申込	本人申込 代理人申込(委任状)
年7月中旬予定	⑯教育実習事後指導(春学期)	本人出席
年8月～12月	⑰教育実習実施(秋学期)	本人実施
年10月上旬	⑱教育実習秋学期履修登録	本人登録
年12月上旬予定	⑲教育実習事後指導(秋学期)	本人出席
年12月	⑳一括申請署名捺印	本人手続

注意事項

--

(3) 教育（養護）実習期間の授業の欠席願い書（文例）

	年 月 日 Year Month Day
殿	
Dear Professor _____,	学生番号： ID No. 学生氏名： Name
教育（養護）実習に伴う授業出欠の取扱いについて（お願い）	
標記のことについて、下記のとおり教育（養護）実習を行いますので、この期間中の授業の出欠について、特段のご配慮をお願い申し上げます。	
This is to request your special consideration regarding Teaching(School Nursing) Practice(<i>Kyoiku(yōgo) Jishuu</i>) at a Junior/Senior High School. Unfortunately, I can not be present during the period indicated below because of <i>Kyouiku Jishuu</i> , which is a requirement for a teaching license in Japan. Thank you in advance for your kind consideration.	
記	
1. 科目名 Name of Subject	(*月*日*限) (*月*日*限)
2. 実習先 : Name of Junior/Senior high school	
3. 実習期間 : Period of teaching practice	
年 月 日 ~ 月 日 Year Month Day Month Day	
以上	

※A4用紙縦置きで作成すること。手書きは認めないので注意すること。

(4) 介護等体験期間の授業の欠席願い書（文例）

	年 月 日 Year Month Day
殿	
Dear Professor _____,	学生番号： ID No. 学生氏名： Name
教員免許状取得の体験（介護等体験）に伴う 授業出欠の取扱いについて（お願い）	
標記のことについて、体験（介護等体験）を行いますので、この期間中の下記の授業の出欠について、特段のご配慮をお願い申し上げます。	
This is to request special permission to be absent from your class because, as a requirement for a teaching license in Japan, I must participate in the Volunteer Experience Program(<i>Kaigotou Taiken</i>) at a school or social welfare institution during the period indicated below. Thank you in advance for your kind consideration.	
記	
1. 科目名 Name of Subject	（*月*日*限）
2. 体験先 Name of Junior/Senior high school	
3. 体験期間 Period of volunteer experience program	
年 月 日 ~ 月 日 Year Month Day Month Day	
以上	

※A4用紙縦置きで作成すること。手書きは認めないので注意すること。

(5) ガイダンスの欠席届（文例）

	年	月	日
課程センター長 殿			
	学生番号：		
	学生氏名：		印
欠 席 届			
下記のとおり欠席いたしたく、お届けいたします。			
1. 欠席するガイダンスの名称			
2. 欠席日			
3. 欠席の理由			
			以上

※A4用紙縦置きで作成すること。手書きは認めないので注意すること。

※授業、教育実習、介護等体験以外の理由でガイダンスを欠席する場合は、あらかじめ欠席届を課程センターまで提出し、ガイダンスの翌日以降すみやかに課程センターで資料を受け取り指示を受けること。また、ガイダンスの内容については友人等に確認するなど、各自で補完すること。

(6) 委任状（文例） ※委任状の使用は本人が留学・休学などで長期間登校できない場合に限る。

	年	月	日
課程センター長 殿			
	委任者		
	学生番号：		
	学生氏名：		印
委 任 状			
私は、下記のを代理人と定め、次の事項について権限を委任いたします。			
1. 代理人			
①氏名			
②住所			
③電話番号			
④学生番号（本学学生の場合）			
⑤委任者との関係			
2. 委任する事項			
			以上

※A 4用紙縦置きで作成すること。手書きは認めないので注意すること。

II

学 芸 員 課 程

1. 学芸員について

博物館学芸員とは、博物館（美術館、資料館、郷土館、動物園、水族館等も含む）において、博物館法第4条第3項、第4項に規定されている資料の収集、保管、展示及び調査研究、その他これと関連する事業について専門的事項をつかさどる職員のこと、本課程では、その養成を目的としている。

2. 学芸員課程の履修方法

- (1) 必修科目、選択科目の開講科目は開講科目担当表を参照のこと。
- (2) 学芸員課程科目は学科科目として履修すること。
- (3) 教員免許状取得のための教職に関する科目、教科に関する科目と学芸員課程科目が同一の場合は、それぞれの単位として算入できる。
- (4) 課程科目（620000番台）は重複履修不可。
- (5) 国際教養学部は、課程科目（科目コード：620000番台）を卒業に必要な単位に算入することはできない。また、授業料の請求は行わない。
- (6) 「博物館法施行細則」の一部改正に伴い、2012年度以降に入学した学生は、新しい学芸員養成課程の科目を履修し、所定の単位を修得すること。また、新課程では「館務実習」（必修）が新たに設けられている。詳細は、以下の「注3」を参照のこと。なお、2011年度以前に入学した学生は、旧制度で必要とされる全ての科目・単位数を修得して大学（大学院を除く）を卒業すれば、新科目の単位の全てを修得したものとみなされる。
- (7) 上記(6)に関し、2011年度以前に入学した学生が旧課程で学芸員任用資格を取得せず卒業し、科目等履修生等で単位修得する場合、新課程が適用されることになる。この場合、旧課程で単位修得した科目で読み替えができる科目と読替ができずに新たに単位修得が必要な科目に分かれるので注意すること。

（新課程適用により新たに単位修得しなければならない科目）

- ・ 博物館資料保存論
- ・ 博物館展示論
- ・ 博物館教育論

（在学時に単位修得した科目で読み替え可能な科目）

旧課程科目名	新課程科目名
博物館経営情報論	博物館経営論
視聴覚教育（I or II）	視聴覚教育
視聴覚教育メディア論	博物館情報メディア論

【必修科目】

（11年次生以前）

下表の8科目16単位を修得すること。

科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
博物館学概論	2	視聴覚教育 [注10] または	2	博物館実習 I [注1] [注2] [注3]	2
博物館資料論 [注5]	2	視聴覚教育メディア論 [注6]		[注4]	
博物館経営情報論 [注6]	2	比較教育社会学 [注8]	2	博物館実習 II [注1] [注2] [注3]	2
生涯学習概論 [注9]	2			[注4]	

（12年次生以降）

下表の10科目20単位を修得すること。

科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
博物館学概論	2	生涯学習概論 [注9]	2	博物館実習 I [注1] [注2] [注3]	2
博物館資料論 [注5]	2	視聴覚教育 [注7] [注10] または	2		
博物館経営論 [注5] [注6]	2			博物館情報メディア論 [注6]	2
博物館資料保存論 [注5]	2	博物館教育論 [注8]	[注4]		
博物館展示論 [注5]	2				

注1 「博物館実習 I・II」を履修するためには、「博物館実習 I・II」以外の必修科目（2011年次生以前は6科目12単位、2012年次生以降は8科目16単位）を全て修得していること。但し、**3年次終了までに**未修得の必修科目が1科目で、それが学科等の必修科目と時間割で重複したため履修できなかった場合は、博物館実習履修許可願を提出し、許可されれば未履修の必修科目を併行履修することを前提に博物館実習の履修ができる。

注2 「博物館実習 I」は実習を初めて履修する者、「博物館実習 II」は「博物館実習 I」を履修した者を対象としている。I、IIは同一年度に継続的に履修することが望ましい。同一年度に履修できない人は、課程センター学芸員課程の教員（佐々木英夫 教授）に申し出ること。

注3 館務実習は「博物館実習 I・II」を履修する年度に行うこと。大学が設定する館務実習プログラムは、8月上旬から9月上旬にかけての約10日間を予定しており、事前ガイダンスを7月に、事後ガイダンスを9月に行う。館務実習は原則として、「博物館実習 II」の評価に加えて評価する。館務実習は20,000円（予定）の実習費が必要となる。なお、大学が設定するプログラム以外での館務実習を希望する

場合は、実習先を自分で手配する必要がある。詳細は課程センターで相談すること。

- 注4 「博物館実習Ⅰ・Ⅱ」はいずれの学科でも卒業単位に含めない。
- 注5 「博物館概論」を履修の後、「博物館資料論」、「博物館経営論」、「博物館資料保存論」、「博物館展示論」を履修することが望ましい。
- 注6 11年次生以前の学生は以下参照のこと。
- (1) 「博物館経営情報論」を修得した学生で、「視聴覚教育」または「視聴覚教育メディア論」を未修得の学生は、「視聴覚教育」または「博物館情報メディア論」のどちらかを修得すること。
 - (2) 「博物館経営情報論」を未修得の学生で、「視聴覚教育」を修得した学生は、「博物館経営論」及び「博物館情報メディア論」を修得すること。
 - (3) 「博物館経営情報論」を未修得の学生で、「視聴覚教育メディア論」を修得した学生は、「博物館経営論」及び「視聴覚教育」または「博物館情報メディア論」のいずれかを修得すること。
 - (4) 「博物館経営情報論」及び「視聴覚教育」または「視聴覚教育メディア論」を未修得の学生は、「博物館経営論」、「視聴覚教育」及び「博物館情報メディア論」を修得すること。
- 注7 「視聴覚教育」は、学芸員課程履修者を受講者として開講されている。抽選科目ではないが受講者が定員（30名）を上回る場合、原則として学芸員課程履修者及び上級学年の登録者が優先される。初回の授業で人数調整を行ったうえで、受講者を決定するので必ず初回の授業に出席すること。履修者はテレビセンター実習費5,000円が必要となる。
- 注8 2011年次生以前で「教育原理Ⅱ」（2010年度以前開講）、「比較教育社会学」（2011年度開講）を未修得の学生は、新課程（2012年度以降）の「博物館教育論」を履修すること。
- 注9 教育学科所属で学芸員課程を履修する学生は、教育学科開講科目「生涯教育学Ⅰ」または「社会教育計画論Ⅰ」または「社会教育計画論Ⅱ」をもって「生涯学習概論」を修得したものとみなす。
- 注10 新聞学科所属で学芸員課程を履修する学生は、新聞学科開講科目「演習Ⅰ（放送）」（2単位）をもって「視聴覚教育」を履修したものとみなす。

【選択科目】

文化史、美術史、考古学、民俗（族）学、自然科学史、化学、生物学、地学の8系列のうち、「2系列以上からそれぞれ1科目以上修得」すること。

3. 学芸員課程の手続

- (1) 学芸員課程履修のためのガイダンスを次のとおり実施するので必ず出席すること。正当な理由なくして欠席した者は、履修することができないものとする。

学芸員課程ガイダンス ＊詳細は、Loyola課程センター掲示版で確認すること。

・新規履修者ガイダンス（対象：新規履修者）日時：4月8日（金）16：00～17：00 場所：後日掲示

・博物館実習ガイダンス（対象：2016年度に「博物館実習Ⅰ・Ⅱ」を履修する予定の者）

日時：4月5日（火）14：00～15：00 場所：後日掲示

- (2) 学芸員課程を履修するためには、定められた期間内に、学芸員課程履修申込・履修費納入が必要である。（以下参照）
- (3) 「博物館実習Ⅰ・Ⅱ」を履修するためには、学芸員課程履修申込済であり、定められた期間内に博物館実習申込・実習費納入が必要である。（以下参照）
- (4) 「博物館実習Ⅰ・Ⅱ」履修年度の秋学期から留学または休学する学生は、事前に博物館実習準備室に相談し、帰国・復学後、すみやかに同室から指導を受けること。

博物館実習準備室

開 室 時 間 月曜日 10：00～11：30、12：30～17：00

（授業期間のみ） 木曜日 10：30～11：30、12：30～17：30

場 所 市谷キャンパス研究棟2階

電 話 03（3238）4086

4. 学芸員課程を履修するために必要な費用

納入費用	金額	納入時期
学芸員課程履修費	6,000円	学芸員課程の履修を開始する年度の4月中旬 <u>2016年4月11日（月）～4月22日（金）</u> ※期限厳守のこと。 場所：課程センター（2号館1階）
博物館実習費（保険料含む）	15,150円	博物館実習を履修する年度の4月上旬～中旬 <u>2016年4月6日（水）～4月15日（金）</u> ※期限厳守のこと。 場所：課程センター（2号館1階）

【注意事項】

- (1) 諸手続き用紙はガイダンス会場にて配布する。
- (2) 上記の申込用紙に記入のうえ、2号館1階学事センター内の証紙販売機で所定金額分の証紙を購入し貼付して課程センターに提出すること。
- (3) ガイダンス等の連絡はLoyolaの課程センター掲示版においても行う。
- (4) いったん納入した費用は原則として返還しない。

5. 単位修得証明書

卒業後、修得した学芸員課程科目に関し、「希望者に」単位修得証明書を発行する。希望者は2号館1階学事センター・証明書窓口で申し込むこと。即日発行はしていないので、余裕をもって申し込むこと。

- ・発行手数料：1枚につき400円
- ・申込から発行までの所要日数：本学業務日5日後の発行
 - *長期休業期間中の申込から発行については、上記の通りではないので、課程センターに確認すること。

6. 開講科目一覧（必修・選択科目）

【必修科目】

履修度	科目コード	ナンバリング	授業科目	単位	開講期	担当者	年次	備考
必修	624530	MUS100	博物館学概論	2	春	佐々木 英 夫	1・2	
	624550	MUS101	博物館資料論	2	秋	佐々木 英 夫	1・2	
	624580	MUS102	博物館経営論	2	秋	佐々木 英 夫	1・2	
	623810	MUS202	博物館資料保存論	2	春	*三 浦 定 俊	2～4	
	623820	MUS203	博物館展示論	2	春	佐々木 英 夫	2～4	
	623903	EDU202	生涯学習概論（生涯教育学Ⅰ）	2	春	田 中 治 彦	2～4	教育学科「生涯教育学Ⅰ」と合併科目
	623904	EDU226	生涯学習概論（社会教育計画論Ⅰ）	2	春	*阿比留 久 美	2～4	教育学科「社会教育計画論Ⅰ」と合併科目
	623905	EDU227	生涯学習概論（社会教育計画論Ⅱ）	2	秋	*阿比留 久 美	2～4	教育学科「社会教育計画論Ⅱ」と合併科目
	623830	MUS103	博物館教育論	2	秋	佐々木 英 夫	1～3	
	623706	MUS201	視聴覚教育	2	春	水 島 宏 明	2～4	定員 30 名を上回る場合、初回到授業内抽選
	623706	MUS201	視聴覚教育	2	秋	Staff	2～4	定員 30 名を上回る場合、初回到授業内抽選
	623760	MUS200	博物館情報メディア論	2	春	*田良島 哲	2・3	
	624211	MUS300	博物館実習Ⅰ	2	春	佐々木 英 夫 *内 川 隆 志	3・4	市谷キャンパスで開講
	624212	MUS301	博物館実習Ⅱ	2	秋	佐々木 英 夫 *内 川 隆 志	3・4	

*は非常勤講師

【必修科目：ナンバリングについて】

開講科目一覧に記載された課程科目（科目コード 620000 番台）のナンバリングは下記の分野等を示すものである。

分野名（アルファベット）	分野名（英語）	分野名（日本語）
MUS	MUSEOLOGY	学芸員：学芸員課程の科目
EDU	EDUCATION	学芸員：生涯学習教育

【選択科目】

履修度	系列	科目コード	ナンバリング	授業科目	単位	開講期	担当者	年次	開講学科	備考
選択	文化史	950930	THE203	キリスト教の歴史Ⅰ	2	春	*藤 崎 衛	2	神学科	
		950931	THE204	キリスト教の歴史Ⅱ	2	秋	坂 野 正 則	2	神学科	
		970743	THE234	キリスト教建築Ⅰ	2	春	具 正 謨	2～4	神学科	
		970744	THE235	キリスト教建築Ⅱ	2	秋	具 正 謨	2～4	神学科	
		970740	THE236	キリスト教の礼拝	2	春	具 正 謨	2～4	神学科	
		974800	REL230	宗教史	2	春	山 岡 三 治	2～4	神学科	
		127907	PHL298	芸術学研究演習Ⅰ	2	休講		2～4	哲学科	
		127908	PHL299	芸術学研究演習Ⅱ	2	秋	*佐良土 茂 樹	2～4	哲学科	
		127905	PHL332	芸術学Ⅰ	2	春	*木 村 覚	3・4	哲学科	
		127906	PHL333	芸術学Ⅱ	2	秋	*木 村 覚	3・4	哲学科	
		172206	HST302	古文書学概論	2	春	中 澤 克 昭	2	史学科	
		172207	HST303	古文書学特論	2	休講	中 澤 克 昭	2	史学科	
		169010	HST318	西洋史特講（古代史）	2	春	*新 保 良 明	2～4	史学科	
		220408	GES401	ドイツ文化・思想史Ⅰ	2	春	DUPPEL Mechthild	3・4	ドイツ文学科	旧「ドイツ文化・思想史」と同一科目
		220409	GES402	ドイツ文化・思想史Ⅱ	2	秋	DUPPEL Mechthild	3・4	ドイツ文学科	旧「ドイツ文化・思想史」と同一科目
		539305	FUC331	オーストリア文化史	2	秋	CONSTANTINESCU Cezar	2～4	外国語学部	旧「オーストリア文化史 1,2」と同一科目
		538501	FUC212	ドイツ語圏美術	2	秋	*水 野 真 紀 子	2～4	外国語学部	
		534707	FUC421	演習（現代ドイツ文化論）Ⅰ	2	春	オプヒュルス麿島ライノルト	3・4	外国語学部	
		534708	FUC422	演習（現代ドイツ文化論）Ⅱ	2	秋	オプヒュルス麿島ライノルト	3・4	外国語学部	
		547870	FUC241	フランス近代美術の歴史と理論	2	春	*松 浦 寿 夫	3・4	外国語学部	[60名] 外国語学部生優先 旧「フランス文化研究 A-1（近代美術の歴史と理論）」
		575408	FYH231	ロシア史Ⅰ	2	春	*池 本 今 日 子	2～4	外国語学部	
		575409	FYH232	ロシア史Ⅱ	2	秋	*池 本 今 日 子	2～4	外国語学部	
		575322	FYC401	演習（ロシア文化）Ⅰ	2	春	村 田 真 一	3・4	外国語学部	
		575323	FYC401	演習（ロシア文化）Ⅱ	2	秋	村 田 真 一	3・4	外国語学部	

履修度	系列	科目コード	ナンバリング	授業科目	単位	開講期	担当者	年次	開講学科	備考	
選択	文化史	BGS54700	GAA302	東南アジア史(近現代)1	2	春	根本 敬	2~4	総合グローバル学科		
		BGS54701	GAA303	東南アジア史(近現代)2	2	秋	根本 敬	2~4	総合グローバル学科		
		HST251	HST251	日本文化史 I	4	秋	GRAMLICH-OKA Bettina	1~3	国際教養学科		
		HST252	HST252	日本文化史 II	4	春	SAALER Sven	1~3	国際教養学科		
	美術史	127206	PHL330	美学 I	2	春	*久保 光志	3・4	哲学科		
		127207	PHL331	美学 II	2	秋	*久保 光志	3・4	哲学科		
		174004	HST317	西洋美術史	2	秋	児嶋 由枝	2~4	史学科		
		162605	HST304	日本美術史	2	春	佐々木 英夫	2~4	史学科		
		165701	HST311	東洋美術史	2	春	*石田 恵子	2~4	史学科		
		247720	FCL301	フランス美術論 I	2	休講	吉村 和明	2~4	フランス文学科		
		247721	FCL302	フランス美術論 II	2	休講	吉村 和明	2~4	フランス文学科		
		558880	FUC251	西美術史概論	2	春	松原 典子	2~4	外国語学部	旧「西・西米美術史 A-1」, 旧「西美術史 A-1」, 「西美術史 A-2」, 「西美術史 B-1」, 「西美術史 B-2」	
		558890	FUC253	西美術史特論	2	休講	松原 典子	2~4	外国語学部	隔年開講	
		556203	FIC201	西米美術特講	2	休講	未 定	3・4	外国語学部	隔年開講	
		556211	FUC431	演習(西美術)1	2	春	松原 典子	3・4	外国語学部	旧「演習(西美術1)」	
		556212	FUC432	演習(西美術)2	2	秋	松原 典子	3・4	外国語学部	旧「演習(西美術2)」	
		ART301	ART301	西洋美術概論 I	4	春	Staff	2~4	国際教養学科		
		ART302	ART302	西洋美術概論 II	4	休講	林 道郎	2~4	国際教養学科		
		ART321	ART321	日本美術概論 I	4	秋	HIRASAWA Caroline	2~4	国際教養学科		
		ART322	ART322	日本美術概論 II	4	休講	HIRASAWA Caroline	2~4	国際教養学科		
		ART333	ART333	東アジア視覚メディア文化	4	春	CHOO Kukhee	2~4	国際教養学科		
		ART385	ART385	アニメとグローバル社会	4	休講	CHOO Kukhee	2~4	国際教養学科		
		ART371	ART371	越境日本美術論	4	休講	村井 則子	2~4	国際教養学科		
		考古学	957606	THE334	聖書考古学	2	秋	月本 昭男	2~4	神学科	
			165804	HST312	東洋史特講(東洋考古学) I	2	春	*上野 祥史	2~4	史学科	
			165805	HST313	東洋史特講(東洋考古学) II	2	秋	*上野 祥史	2~4	史学科	
	BGS54500		GAA300	東南アジア考古学	2	春	丸井 雅子	2~4	総合グローバル学科		
	BGS55600		GAA314	アジア文化遺産研究	2	秋	丸井 雅子	2~4	総合グローバル学科		
	BGS57506		GAA400	特講(文化財保存と国際協力)	2	春	丸井 雅子	2~4	総合グローバル学科		
	ANT230		ANT230	人類学概論	4	秋	渡邊 剛弘	1~3	国際教養学科		
	民俗(族)学	BGS55000	GAA306	東南アジア文化論 A	2	春	寺田 勇文	2~4	総合グローバル学科		
		BGS55001	GAA307	東南アジア文化論 B	2	秋	寺田 勇文	2~4	総合グローバル学科		
	自然科学史	125103	PHL314	自然哲学	2	秋	田中 裕	3・4	哲学科		
	化学	SCT10800	CHM101	基礎化学	2	春	大井 隆夫 大他	1	理工学部共通	学科ごとにクラスがあるので注意すること。	
	生物学	099290	GCL109	生命のしくみ-栄養・酵素・健康-	2	秋	小林 健一郎	1~3	全学共通科目	2012 年度までは合併科目「生物学概説 I」として開講。	
		SCT10900	BIO101	基礎生物学	2	春	小林 健一郎 小他	1~3	理工学部共通	学科ごとにクラスがあるので注意。	
	地学	622309	GEL100	地学概説 A	2	春	*加藤 徹	1~3	機能創造理工学科		
		622310	GEL101	地学概説 B	2	秋	*加藤 徹	1~3	機能創造理工学科		
		SCT69400	CHM223	地球科学	2	秋	木川田 喜一	2~3	理工学部共通	旧「地球環境科学」	

*は非常勤講師

2016 年度 課程相談員

<課程担当教員>

所属	氏名	研究室
神学部	各所属の課程担当教員は別途 Loyola 課程センター掲示板 に掲示。	
文学部 哲学科		
文学部 史学科		
文学部 国文学科		
文学部 英文学科		
文学部 ドイツ文学科		
文学部 フランス文学科		
文学部 新聞学科		
総合人間科学部 教育学科		
総合人間科学部 心理学科		
総合人間科学部 社会学科		
総合人間科学部 社会福祉学科		
総合人間科学部 看護学科		
法学部		
経済学部		
外国語学部 英語学科		
外国語学部 ドイツ語学科		
外国語学部 フランス語学科		
外国語学部 イスパニア語学科		
外国語学部 ロシア語学科		
外国語学部 ポルトガル語学科		
総合グローバル学部		
国際教養学部		
理工学部 物質生命理工学科		
理工学部 機能創造理工学科		
理工学部 情報理工学科		

<課程センター教員>

所属	氏名	研究室
総合人間科学部	澤田 稔	2-1514
文学部	佐々木 英夫	7-1020 市研-206

2016年度 上智大学 履修要覧（課程編）

2016年4月1日発行

編集・発行 上智大学課程センター

〒102 - 8554 東京都千代田区紀尾井町7番1号 電話03 (3238) 3520
E-mail : katei@cl.sophia.ac.jp

印 刷 日経印刷株式会社

〒102 - 0072 東京都千代田区飯田橋2-15-5 電話03 (6758) 1001
